

第 5 8 回 穴 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 ( 第 3 号 )

招 集 年 月 日 平 成 2 6 年 6 月 1 2 日 ( 木 曜 日 )

招 集 の 場 所 穴 粟 市 役 所 議 場

開 議 6 月 1 2 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 ( 第 3 日 )

議 事 日 程

日 程 第 1 一 般 質 問

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日 程 第 1 一 般 質 問

応 招 議 員 ( 1 8 名 )

出 席 議 員 ( 1 8 名 )

1 番 鈴 木 浩 之 議 員	2 番 稲 田 常 実 議 員
3 番 小 林 健 志 議 員	4 番 伊 藤 一 郎 議 員
5 番 飯 田 吉 則 議 員	6 番 大 畑 利 明 議 員
7 番 榎 橋 美 恵 子 議 員	8 番 西 本 諭 議 員
9 番 秋 田 裕 三 議 員	1 0 番 藤 原 正 憲 議 員
1 1 番 東 豊 俊 議 員	1 2 番 福 嶋 齊 議 員
1 3 番 岡 前 治 生 議 員	1 4 番 山 下 由 美 議 員
1 5 番 林 克 治 議 員	1 6 番 実 友 勉 議 員
1 7 番 高 山 政 信 議 員	1 8 番 岸 本 義 明 議 員

欠 席 議 員 な し

職 務 の た め に 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名

事 務 局 長 中 村 司 君	書 記 前 田 正 人 君
書 記 清 水 圭 子 君	書 記 原 田 涉 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	福 元 晶 三 君	副 市 長	清 水 弘 和 君
教 育 長	西 岡 章 寿 君	参事兼企画総務部長	高 橋 幹 雄 君
会 計 管 理 者	西 川 龍 君	一宮市民局長	落 岩 一 生 君
波賀市民局長	大 島 照 雄 君	千種市民局長	阿 曾 茂 夫 君
まちづくり推進部長	中 岸 芳 和 君	市民生活部長	船 引 英 示 君
健康福祉部長	浅 田 雅 昭 君	産 業 部 長	西 山 大 作 君
農業委員会事務局長	前 田 正 明 君	建 設 部 長	前 川 計 雄 君
教育委員会教育部長	岡 崎 悦 也 君	総合病院事務部長	広 本 栄 三 君

(午前 9時30分 開議)

議長(岸本義明君) 皆様、おはようございます。

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 一般質問

議長(岸本義明君) 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき順番に発言を許可します。

昨日ちょっとマイクに入りにくい声があったようですので、マイクに十分気をつけてお話をお願いいたします。

まず、鈴木浩之議員の一般質問を行います。

1番、鈴木浩之議員。

1番(鈴木浩之君) おはようございます。1番、鈴木です。では、一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は三つのことについて、お伺いします。

一つは、第二次総合計画について、二つ目は、教育委員会制度について、三つ目は、自治基本条例についてです。

一つ目の第二次総合計画について、伺います。

5月9日に市のホームページに第二次宍粟市総合計画策定に向けての市民アンケートの結果が公表されておりました。このアンケート結果を踏まえ、第二次総合計画策定に向けた検討委員会委員の選出方法、そのスケジュール、具体的な作成計画はどうなっているか、お伺いいたします。

二つ目の教育委員会制度について、地方教育行政法、教育委員会制度の改正が国会のほうでもほぼ改定いたしました。新たに新教育長、総合教育会議など新たな人事、組織が義務づけられました。宍粟市としてどのように対応するかお伺いします。

三つ目の自治基本条例について、平成23年4月に制定された宍粟市自治基本条例の第36条に5年を超えない期間ごとに検証、見直すとの規定が設けられています。恐らくですけども、平成27年度中に見直しが必要だと思いますが、その計画はどうなっているか、お伺いいたします。

以上、3点です。お願いします。

議長(岸本義明君) 鈴木浩之員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） おはようございます。連日大変御苦労さまでございます。今日もよろしくお願い申し上げたいと、このように思います。

鈴木議員より3点の御質問をいただいております。私のほうからは、2点目の教育委員会制度の大枠の考え方であったり、続いて自治基本条例についての御答弁をまずさせていただきたいと、このように思います。

1点目の教育委員会制度のことではありますが、昨日、岡前議員の代表質問でもお答えさせていただいたとおり、現在、法律案が国会で審議をなされておると、こういう状況であります。ほぼ方向は出ているのかなと、ただいまおっしゃったとおりだと思いますが、そういう中でその審議の状況でありますとか、また、文部科学省のこれからの動き等を十分見守っていききたいと、このように考えております。しかしながら、法律がいずれ公布されます。公布されますと、その立法趣旨にのっとり粛々と進めてまいりたいと、このように考えておるところであります。

なおまた、少し具体のことについては、この後教育長のほうから答弁をさせていただきます。

3点目の自治基本条例、このことではありますが、検証・見直しはどうなかと、こういう御質問であります。御承知のとおりこの自治基本条例は、あるいはこの立法趣旨でありますけども、市民一人一人がまちづくりの主役であることを自覚し、市民同士が支え合い、助け合ってまちづくりを担い、未来にわたって希望と笑顔に満ちあふれるまちづくりを進めるための市における最高規範としての制定をなされたところでもあります。

さらに、市民の権利と責務、市議会あるいは市の執行機関の権限と責任を明確にし、いわゆる協働による市民自治、住民自治とも申し上げますが、あえてこの法律の趣旨は市民自治であります。その実現を目指したものであります。また、それぞれの役割をより明確にしたものと私は理解をしております。

その中で、第36条においては、制定後5年を超えない期間ごとに市民参画のもとで検証し、必要な見直しを行うものとなっている、このことから、市としましては、制定後3年が経過し、条例の内容が現在の社会情勢に整合しているか、あるいは穴栗市にふさわしいものであるか等を検証するために、本年度の後半に検証会議を設置する予定としております。

条例の見直しにつきましては、その検証会議の意見によって判断をしていきたいと考えております。しかるべき時期には市議会とも十分協議が必要と思います。それぞれの役割に応じてよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上であります。

議長（岸本義明君） 教育長、西岡章寿君。

教育長（西岡章寿君） 新しい教育委員会制度について、私の理解しております基本の考えについて述べさせていただきたいと思います。

宍粟市教育委員会では、現行の教育委員会制度のもとにおきましても、政治的な中立性を確保しております。教育の方針につきましても、合議により決定しておりますし、また市長との連携もスムーズに行えていると思っております。

今回の制度改正につきましては、教育の政治的中立性、さらに継続性や安定性を確保しつつ、新教育長を定めることによりまして、地方教育行政における責任の明確化、さらには迅速な危機管理体制の構築、そして首長との連携強化を図ることを目的としているものであると、このように理解しているところであります。

議長（岸本義明君） 参事兼企画総務部長、高橋幹雄君。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） 失礼いたします。それでは、質問の1点目にありました第二次総合計画につきまして、お答えさせていただきたいと思います。

まず、総合計画策定に係ります委員の選出につきましては、宍粟市総合計画審議会条例によりまして、委員は20人以内で組織するというふうに規定がなされております。また、委員は学識経験を有する者、関係行政機関の職員及び宍粟市の区域内の公共的団体等の代表者、その他市民のうちから市長が委嘱するとなっております。

現時点の考えではありますけれども、学識経験者、各種団体の代表者による委員、それから各市民局からの推薦による委員、公募による委員等を想定しております。別途、目標設定しております女性委員の割合を3割、公募委員の割合を2割ということ達成できるような審議会の構成にしていきたいというふうに考えております。

それから、総合計画の策定の今後のスケジュールですけれども、この秋ぐらいには、市といたしましての一定の骨子案を作成いたしまして、審議会のほうに諮問をさせていただきたいと思っております。審議会のほうで約半年間の審議をしていただきまして、一定の素案を平成26年度末には得たいというふうに考えておりまして、その素案を来年春ごろにはパブリックコメントということにさせていただいて、パブリックコメントを踏まえた最終的な計画案というものを来年の9月議会のほうに上程するという目標でスケジュールを想定しております。計画策定の各段階におきまして、その進捗状況につきましては、議会の委員会のほうにも適宜報告をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） では、2回目の質問に移りたいと思いますが、すみません、御回答いただいた順番どおりではなくて、こちらの質問の順でさせていただきます。まず、第二次総合計画についてお伺いします。

今回のアンケート結果を平成28年度からの10年間の第二次総合計画ということの検討資料という位置づけで、市内在住20歳以上、無作為抽出に2,298名、回答期限2週間程度ということで実施されています。その結果、有効回答数が1,124、回収率は48.9%、これははっきり言って低調であると言わざるを得ないと思っています。

このように、回収率が50%を切るようなアンケートの場合、サンプルの抽出方法、設問、回答期限等、仕組みとして何か問題があると考えられますが、どのように分析しているか、お答えください。

議長（岸本義明君） 参事兼企画総務部長、高橋幹雄君。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） 今回のアンケートなんですけれども、統計学的にどういった形で調査対象者の人数を決めるのが適切かということを中心に内部のほうでいろいろと議論いたしまして、その中で1万人以上の対象者の場合、統計学的にいいますと、回答数が少な過ぎてもアンケート結果にはなりませんけれども、たくさんとったからといって、あまり回答結果に影響が出ないという数字が、大体1,100から1,200程度というようなことを統計学的に、そういうようなことが言われておりますので、今回は1,100から1,200ぐらいの最低回答数を得れるようなことという想定をしておりました。

そのために回収率がアンケート傾向的に50%程度いただけるかなあとということで、最終的に調査対象数を2,300人という想定をさせていただいております。発送直前に急遽ちょっとお二人の方が亡くなられたということで数字的には2,298という細かい数字になっておりますけれども、2,300人でほぼ半分程度の回収率を得たら、統計学上満たされるであろうという数字を確保できるのではないかなということで、今回の人数を決めさせていただいた状況になっております。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） わかりました。2,300のサンプルで回収率が50%ぐらいということで、その回答が1,100から1,200ということで目標を定めたということですけども、この内部で議論をしたという、そのサンプルの抽出方法であるとか、内部で議論というのは具体的にどういう議論がなされたのか、どういうところでなされたのか教えてください。

議長（岸本義明君） 参事兼企画総務部長、高橋幹雄君。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） これにつきましては、企画総務部内におきまして議論をしたわけですが、統計学的なことにつきましては、市の職員の中ではなかなか専門性が少し乏しいということもございますので、調査の専門会社であります、今回の場合はジャパンインターナショナル総合研究所のほうと、こういった抽出対象者にする必要はあるだろうかといったことを一緒に議論しながら決めていったという状況でございます。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） わかりました。サンプルを無作為抽出で2,300ですかね、選んでいますけども、それはもうそもそも募集団が均等に分散しているということが確定されているのではないかと思います。人口密度、地域性というのがこの旧4町で非常にばらつきがあります。そういった場合には、やっぱり人口密度が少ないところからのサンプルを多くするとか、今後10年後の計画であるので、どういう人の意見を反映させるということで、そのサンプル、意見集約をするのかというような、そういった、当然私も専門家ではないので詳しくは申し上げられませんが、統計とか社会調査の専門家に聞いていただければ、そのアドバイスを受けているというんで、それに反論するほどのことはできないんですけども、実際には、今回の無作為抽出という形ではなくて、そういった地域性とか人口密度等を加味したサンプルの抽出をするべきではなかったかというのは、これは素人考えで申し上げておきます。

実際に、有効回答数の内訳を見ると、50歳以上の方が57.1%です。人口統計の中でいいますと、これは実際の年齢的な50歳から79歳の方の人口比率、これは実際には41.4%です、人口に対する高齢というか、50歳から79歳までの方の割合、ここ非常に差があると思います。

地域性、居在地というか、居住地、地域別でお調べいただいているんですけども、これも実際には山崎57.1、一宮22.6、波賀10.8、千種8.2ということです。これは、今の人口分布のほぼ近い数字なんですけども、これが本当に市民を代表する標本として使用できるかどうかというのは、いろいろな処理が必要だと思うんですけども、そのあたりの手続は踏まれていますか、お願いします。

議長（岸本義明君） 参事兼企画総務部長、高橋幹雄君。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） 無作為抽出というふうになっておりますが、やはりある程度地域性とのバランスとか、人口的な構成を考えた世代間のばらつき、

そういったものを一定考慮しながら抽出して今回のアンケートはさせていただいております。

それと、やはりどれだけ回答していただけるかというのは、やってみないとわからないところがございますので、そういったところで回答をした地域、人口がある程度偏る部分が出てくるというのは一定仕方がない部分ではあるかのなというふうに考えております。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 地域別なことも人口の分散の仕方等も考慮してのサンプルをとっていただいたということなんですけども、これ結果としてそのまま採用すると、実際には人口、宍粟市広いんですけども、6割の方が山崎に住まわれています。あとの4割を旧北部3町とあえて言いますけども、そちらにという分散の仕方をしていきます。この偏り、実際にはこれから意見集約をするととなると、実際には8%しか住んでいない千種の方とかというところのサンプルが非常に少なくなってしまいます。ですので、そのあたりもしっかりと考慮した上で、データを見ていただければなというふうに思います。

あと、職業別の分類というのがあったんですけども、これ一般的なアンケートと一つ大きな違いがあって、今回回答いただいたのは無職の方が25.4%、会社員・団体職員・公務員の方が23.4%です。これでほぼ半分です。問題は、会社員・団体職員・公務員が同じ選択肢なんですね。いわゆる一般企業に勤められている方と公的な非営利セクターと営利セクターと分けてもいいかと思うんですけども、この選択肢はほぼこういった社会調査とかの一般的なアンケートでは別々の項目で選択されるんです。ここの問題、これは非常にあると思うんですけども、ここは何か課題なりということは議論されましたでしょうか。

議長（岸本義明君） 参事兼企画総務部長、高橋幹雄君。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） 今回の調査につきましては、一般的に働いている方の立場から見た場合のアンケートという形になっております。そういう意味で民間と公共的な団体というような区別はできておりませんが、一般的に働いている方がどう思われているかという形でのアンケート結果ということになっております。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） なぜこれ一般的なアンケートで分けているかといったら、社会保障の制度であるとか、そういったところ、あと就労の形態とか、いろいろ民間



と公的機関では全く違う異質の場なんです。だからこそ、あえてこれ選択肢分けていると思うんですけども、そういった認識を是非今後何か調査なりをする場合には持っていただければというふうに思います。

あと調査用紙、これもホームページからダウンロードさせていただいて拝見したんですけども、問10、これ第一次総合計画、今動いている総合計画に対しての満足度と、その重要度を聞く設問なんですけども、これ非常に設問の偏りを感じました。いわゆる生産年齢人口というところに当てあまる人たちであるとか、子育て世代の関心、これが高いと思われる、これも当然感覚でしかありませんけども、その設問には非常に回答しにくい、回答する人の判断によって解釈が広い、逆に公共事業とか福祉に関する設問は具体性がある、非常に回答する意図とその答えが合ってくる、ここは非常に申しわけない、はっきり申し上げます。悪意すら感じていまずので、このあたりどのように設問の設定の仕方、終わって結果を見たとき評価されているか、お願いします。

議長（岸本義明君） 参事兼企画総務部長、高橋幹雄君。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） 今回の設問の設定の仕方につきましては、現在の第一次の総合計画の柱、テーマごとにそれぞれの満足度でありますとか、そういったことをお伺いするという設定にしております。こちらから今回の計画策定に向けて意図的に住民の方をどっかに誘導しようということは、そういうことは一切考えておりません、あくまでも第一次総合計画のテーマに沿った形でアンケート項目を設定させていただいた。それが、十分であったかどうかということは、確かに評価いただくべきことかなとは思いますが、何か誘導するといった、そういったことでの考えは一切ないということをはっきり申し上げたいと思います。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） わかりました。私も総合計画、いただいている冊子がありますので、これとアンケート項目を調べました。先ほど申し上げた懸念は照らし合わせた部分で感じているので、これは事後で評価していただければと思います。

分析の中で満足度と重要度、先ほど設問があるというふうに申し上げましたが、縦や横、2軸の分散ですね、これを調べた集計の仕方もされていました。ここで年代別の集計のところを見ただけなんですけども、スポーツ活動の推進という項目が設問の中にあっただけなんですけども、これ、現在の満足度が高く、重要度が低いというところ、どの世代も位置されているんです。市長の掲げられているスポーツ立市という方向性と市民の意向みたいなものはちょっと乖離しているんじゃないかというふうに僕

はそのデータから見たんですけれども、市長、どう判断されるか、教えてください。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 私も全体の十分なデータをよう把握しておりませんが、ただいま御意見の中で、あるいはその数字ですと、さらに健康という概念をもっと啓発しなくてはならないなと、このように感じております。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 市民の意向に沿って計画がつくられるということであれば、その意向を是非尊重していただければと思います。

あと、策定の計画のことなんですけれども、実際には先ほど骨子というのをつくって、それを審議会に諮問して、そこでまた素案をつくって、それをパブコメというか、市民の皆さんに見ていただいて、意見を集約していくという流れをお伺いしたんですけれども、実際、その素案かな、骨子かな、ちょっと一番基本になる考え方という部分で言ったら骨子かと思うんですけれども、そのあたりに市民意見の反映、これはもしかしたらアンケートということになるんかもしれないんですけれども、あと、これから行政の組織自体を背負っていく若手職員の方、こういった方の意向であるとか、関与、これはどの程度保証されているのか教えてください。

議長（岸本義明君） 参事兼企画総務部長、高橋幹雄君。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） スケジュールの中で少し説明ができておりませんでしたけれども、市民の意向をどう骨子のほうに反映させていくのかという御質問ですけれども、昨年度、先ほど言いましたアンケート調査をさせていただきまして、そのアンケートを踏まえさせていただくというのも1点あるんですけれども、やはり市民の方々の生の声を実際に聞くということも必要かなというふうに今考えておりまして、できましたら、この夏の間にはタウンミーティング的なことをさせていただいて、実際に直接市民の方々に、アンケート結果とか今後の市として考えている将来性、方向性といったことも御説明して、皆様方の今後の将来をどう考えるかという御意見をいただく場を設けたいなというふうに考えております。

あと、若手職員の意向ということなんですけれども、当然、将来を担う職員が積極的にこれに参加するというのが一番大事なことは私は考えております。今現在、庁内にこの総合計画を策定するためのワーキングチームを立ち上げようとしておりまして、現在若手職員から公募するという手続を進めております。その中で、若手職員の方に入ってきていただいて、ワーキングチームの中で是非積極的な意見をいただきたいなと、そういうふうに考えております。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） タウンミーティング、あと若手職員からの公募のワーキングチームというところで、そういったところが保証されているということはわかりました。是非そのところ、私が設問で感じたのは、うがった見方かもしれませんが、結論を誘導するようなことのないように、しっかりとその意見なり考えを反映していただければと思います。

では、次、教育委員会制度について伺いたいと思います。

これは市長が前回の議会で私、どういう考えかということをお伺いしたんですけども、国会の議論を見守ると。先ほどの回答の中でもあったんですけども、実際教育委員会制度、教育委員会の意味というより意義ですかね、政治的中立の確保、あと継続性・安定性の確保、あともう1点、地域住民の意向の反映というのが教育委員会制度のその三つ合わせて意義というふうに、これ文科省が言ってるんですけども、この3点について、市長の考えをもう一度お伺いできればと思います。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 昨日も御答弁申し上げたとおり、教育はこの長い歴史の中で、あるいは今日の日本歴史の中でも現在の法律になってきたのだという、こう思います。そういった意味で中立性であったり、教育の継続性、また安定な教育の提供、このことが大事だと、私はこのように感じております。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 3番目の地域住民の意向反映については、どのようにお考えでしょうか。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 教育委員会の教育委員たる者は、一定の教育に関する専門性も有する、いわゆる有識者をもってということもありますし、あるいは今日は保護者の代表の立場ということもあります。そういう意味では、地域だったり、あるいは地域住民の意向も捉えながら、教育委員会の制度は成り立っていると、このように理解しております。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 今回の制度改革でこの3点、これは揺るぎないんです。教育委員会制度のそもそもの意義、この三つは揺るぎなくて、議論の論点は先ほど市長もおっしゃってましたけども、責任の所在の明確化とか、そういったところが主な議論なんです。

政治的中立性の確保ということで、これ昨日から市長はこれが重要だというふうにおっしゃってますけれども、実際には議会の同意を得て教育委員を指名、5名ですね、宍粟市の場合。その中から互選で教育長、教育委員長を選ぶと。これははっきり言ってこのプロセスを踏むのは行政機関の中で教育委員会だけなんですよね。これはなぜかという、教育行政と市の全体の行政と分けた組織なんです。教育委員会というのは、ある意味独立した5人の合議の中で意思決定がされる組織だということです。ただ、これ何か裁判沙汰になったときには、市が訴えられてしまうので、その場合、市長に対しての訴訟になってくるので、ちょっとその責任と実際の運用ということが、いわゆるつじつまが合っていないということで、大津の事件ではそれも問題になっていきますけども。

今回、ちょうど私が議員になって新しく教育長が就任される時、新たに教育委員の方、何名か指名されましたけども、その後行われた教育委員会に傍聴に行っただけですけども、先ほど申し上げた教育長とか教育委員長を互選で選ぶというプロセス、これ非公開になっています。実際にはどういう過程で、誰がどのように選ばれたのか、その議論も非公開になってますので、実際どんなような選出が行われたか、わかる範囲というか、お答えできる範囲で教えてください。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 法律的には教育委員の選任同意を私のほうから提案申し上げて同意を求めたところでありまして、5人の教育委員の中で教育委員会で合議に基づいて教育長が選出されたと、こういうことでもありますので、このことの選出過程については、教育長のほうから答弁を申し上げたいと思います。

議長（岸本義明君） 教育長、西岡章寿君。

教育長（西岡章寿君） 今、市長の言葉にあったとおり、合議で私が任命されたということでもあります。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） わかりました。政治的中立という意味で、首長というか市長の関与がなかったのであれば、それはそれで結構です。

では、もう一つ、継続性・安定性の確保というところで、これも市長からの答弁の中でも何度かおっしゃっていただけてますけども、実際には継続性・安定性というのは、委員が全員、これがごろっと代わるということはないんですね、実際には。指名の時期が変わるんで。任期が重なってくるという部分とか、あとは実際にはその5人の合議で民主的に教育の振興計画であるとか、各種計画を策定して、それが

綿々と引き続けるという意味での継続性・安定性ということがあります。

あと政治的中立ということは、これセットなんです。懸念されているのは、市長は、これは御存じのとおり公選職というか、選挙によって選出されます。ですので、首長がころっと代わったときに教育の内容がころっと変わったりというのは、いいほうに転べばいいんですけども、悪いほうに転んだときに、もうこれは手がつけられないんです。だからこそ、そういう意味で継続性とかということが計画であるとか、そういうところで担保をしているというところですよ。

これ実際、具体的に宍粟市の例でちょっと考えたんですけども、平成21年の8月に宍粟市として、これ幼保一元化推進計画というのを出してますね。これほかの教育関係の計画と違って、出している名前が宍粟市です。宍粟市教育委員会ではありません。これ、だからあくまでハードですね。施設の設計とかそういったところの計画です。あと、認定こども園のガイドラインとか、そういったところは平成25年1月に出されています。この二つの上位というか、大きな方向性を示すのが同じ時期に出された、これですよ、しろうこども指針、この中を見たんですけども、これまで市長が3歳児教育、これを認定こども園で実施するというをおっしゃってたんですけども、この教育委員会という市の一部組織から独立した組織の中では、そのことが一切うたっていないんです。この大方針を示した平成25年1月のこれにはうたっていないんです。先ほど申し上げた宍粟市として出した平成21年8月の計画、この後に出てきている教育委員会としての方針です。

ですので、市長が3歳児教育は認定こども園でという方針を出されました。この前のいつの議会かちょっと忘れちゃったけども、実際には教育委員会でどんな議論がされているんだといたら、具体的な議論はされていないというふうに答弁されています。ここは聞き捨てにならないというか、ということです。実際に、首長である市長が方針を出して、それを追認する形で教育委員会が議論をする、これ今までずっと指摘されてきた教育委員会の形骸化、あと政治的中立を侵していることになりませんか。ここをお答えください。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 私の答弁の中で教育委員会では議論なされていないというようなことはちょっと私も記憶がありませんので、また、私がそのような発言ができる道理もないんで、それはちょっと少しどうかと思うんですが、ただ、継続性という、この問題については中立性、継続性、安定性の問題でありますけども、特に教育というのは誰がどうあろうと、一定の流れの中でやっぱりやっていかないとなか

なか難しいと。教育の方針が決まると、その子どもたちを、仮にですが、どうやって、どういう子どもに育てていくかというのは、首長が代わって、そのたびに方向が変わる、このことはあってはならないので、私はこの継続性というのは大事だと、このように考えております。

それから、平成21年度のいわゆるハード・ソフトのことではありますが、計画、あるいはハードをつくって魂を入れる、このハードの部分とソフトの部分で恐らくそういうふうになっておるのではないかなと、こう思っております。というのは、施設の設置及び管理については、当然首長がその責任を負うわけでありまして。ただ、教育の中身、あるいは教育の方向性については教育委員会がその責任を負っており、こういうふうな法律の建前になっておりますので、そのとおりこれまでも進んでおると、このように思います。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 時間が少ないんであれですけども、今市長がおっしゃったとおりだと思います。だから、平成21年に出た幼保一元化推進計画、これハードの計画、粛々進めてもらえばいいんです。ただ、その後に出た平成25年1月に出たことも指針、これでは幼稚園、保育所、認定こども園、どのところに所属していようが全ての3歳児に教育を推進とうたっているんです。これが魂です。あくまでこれはその幼保一元化施設は受け皿というか、先ほど言った箱だと思います。ですので、今やるべきことは、こちらの魂を体験するために3歳児教育、これ全市的に進めて、ハードがそろったときには、その魂をハードのほうに注入してもらったら結構だと思うんですけども、先ほど申し上げたとおり、今までの流れ、政治的中立を侵しているという認識、もしないようでしたら、僕はそれはちょっと問題があると思うんで、認識を改めていただければと思います。

では、基本条例について伺いたいと思います。

前の議会で自治基本条例の20条、住民投票についてお伺いしたところ、副市長から現状でも住民投票はできるという御回答をいただきました。これは地方自治法74条に規定された直接請求のことを御回答いただいたんだと思うんですけども、実際には、その74条の部分はいろいろ署名簿の本当にその人が書いたかどうかという確認であるとか、それが縦覧されるという、個人情報の問題であるとか、あと、これ実際に条例案とセットでなければ、その署名簿自体も却下されてしまうという、非常にハードルの高いものです。

あと、その74条では議会の議決、これが必要になってくるんですけども、自治

基本条例の中では議会の議決、これうたっていません。ということは、自治基本条例に掲げる住民投票というのは、結果尊重義務をうたっています。あと、別に詳細を定めるといふうなことも書いてあります。これ常設型の住民投票、地方自治法の部分と全く別物を想定していると考えているんですけども、お答えください。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） 前回お答えいたしました内容は、まさしく自治法上の請求でございます。ただ、自治基本条例でなっていますのは、今後5年をめどに見直すというようなことから、現在は設定をしておりますが、自治基本条例をつくった後にそういったことも必要性を含めて設定をしていくという趣旨でございますので、当然、条例で設定をすれば、議会の議決は要らないと。ただ自治法上は当然要るという内容でございます。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） これはつくってから3年間も未執行のまま残っているというのは、これ問題ないんでしょうか。お答えください。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） そういったところは議論のあるところであると思います。早期に設置をするか、また十分吟味をしてするのか、それは先ほど申しましたように、現在自治法上もできないことはないというところで検討している状況でございます。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 残り少ないので、こちらからいろいろ先進事例を申し上げて、質問を閉じたいと思います。

まず、自治基本条例、この見直しを今度かけるといふことなんですけども、これ新聞にも載りました伊丹市、これは公募30人、これ全部無作為抽出で選んだ方にアンケート等を送って同意してもらって、今まで公募委員低調だったんですけども、実際には定員の3倍以上の応募があったと。これ住民自治とか市民自治の一つの形だと思うんで、一度御検討ください。

あと、地域の包括ケアで注目されている和光市であるとか、あと病院、地域医療の先進地という佐久市、この例をちょっと申し上げようと思ったんですけども、具体がちょっと言える時間がありませんので、割愛しますが、これどちらか福祉とか医療とか、そういった地方自治体が担うべき、充実させるべきところを先進地として全国的に注目されているところです。これで実際にはこの二つの市、佐久市に

おいては空き家バンクの成立日本一なんです。これ4年間で100何十件というところで実績があります。これどちらの市も市政の大きな方向性は市民自治、住民自治なんです。住民投票条例であるとか、公共事業の計画見直し等が自治のもとに行われています。このところと、そういった福祉・医療の充実というところがセットである、また定住促進がセットであるということをお願いして、質問を終わりたいと思います。

議長（岸本義明君） 以上で、1番、鈴木浩之議員の一般質問を終わります。

続いて、稲田常実議員の一般質問を行います。

2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） 2番、稲田です。通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

全国で少子化が進み、生産人口が減少しております。ここ宍粟市においても例外ではありません。出生率の低下が問題なのは明らかですが、女性が働きたくても働けない、また働く場所があっても育児が忙しくて働けない、若い女性が希望が持てる環境ではありません。難読地でスポットライトを浴びるのも結構ですが、教育・福祉・医療においてはどこにも負けないといった、そういった宍粟市を目指していきたいと思っております。それには古いしがらみに縛られたものではなく、全く新しい観点から見直すことが必要であると思っております。

子どもは5歳までの教育が大事であると聞いております。少子化問題はすぐに解決できませんが、せめてこれから将来の宝となり得る子どもたちについて、安心して子育てができる環境を整備することが大事であると思っております。そのことを踏まえた上で質問させていただきます。

まず、保育所の待機児童についてですが、今年5月の時点で、市内の保育所の待機児童はなかったと聞いております。昨年も年度当初は待機児童はありませんでした。しかしながら、12月には9名の待機児童ができました。今年もまたこの先、待機児童が増えてくる可能性があります。

現在、私立の認可保育園では、千種の杉の子保育園を除いた八つの保育園で定員オーバーとなっております。ところが公立の保育所は、市内五つの保育所のうち四つの保育所が定員割れしております。表向きの待機児童はありませんが、保育所の空きがなく入所できないため、仕事を諦めた人などはこの中に含まれておらず、潜在的な待機児童は多いと認識しております。依然として希望の保育所に入所することが困難な状況に変わりありません。



昨年12月の私の一般質問でもお聞きしましたが、そのときの答弁で、公立の保育所が定員に満たないのは、延長保育を行っていないことの影響が大きいということでしたが、延長保育の有無だけが毎年定数割れする原因なのか、教えていただきたい。また、もしそれが1番の原因であるならば、公立保育所でも今後延長保育を取り入れることができないものか、お尋ねします。

続いて、2点目に、公共交通についてお伺いします。

3月の宍粟市地域公共交通活性化協議会で、公共交通見直し構想案が出されましたが、地域の意見が反映されたものか。また、その中で公共交通対策と外出支援サービス事業の双方を見直すことにより、交通空白地域の解消や財政負担の軽減が求められていますとありますが、現在、外出支援サービスにかかる費用が約1億円であり、公共交通の整備には、今後どの程度の費用がかかる見通しか、お尋ねします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（岸本義明君） 稲田常実議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 稲田議員のほうから、大きく2点をいただいておりまして、私のほうからは公共交通の大枠の考え方だけ御答弁申し上げて、後ほど詳細については副市長、また保育所の関係については担当部長のほうから御答弁をさせていただきたいと思っております。

公共交通のことにつきましては、もう十分御承知のとおり、これまではいわゆる利用者が年々減少しておった状況、そういったことから、路線バスが休止していったと。さらに運行本数の減少、こういうふうなことの現実が年々出ておった状況であります。運行休止にとっては地域住民の皆さんの公共の足が奪われるということで、代替措置としてももしバスであるとか、そのようないろいろこれまで代替交通として運行が行われておるところであります。

今後、宍粟市の人口等々を鑑みますと、当然減少傾向にあるのはもう明らかでありまして、このようなこれまでの傾向はより続くものと当然予測がなされるわけがあります。したがって、現在の公共交通のありようをそのまま現行を追随していくという形の公共交通の見直しでは到底もうおぼつかないというんですか、市民ニーズに応えることはできないと、このように考えております。

ましてや、今後定住促進であったり、あるいは観光振興等を進めていかなければならない我が宍粟市にとっては、非常に大きな公共交通が役割を持ってくると、このように認識をしております。

そういった意味で、今回、先ほど御提案のとおり、新たな観点が必要と。あるいは新たな観点を持ってできるだけ素早くやるという、こういう観点が必要だと。このとおりでありまして、公共交通を抜本的に見直す必要があるだろうと、このように考えております。

そこで適正な料金体系でありますとか、高齢者に優しい運行体系とはいかにするかとか、あるいは幹線と支線のいわゆる円滑な接続をどうするのかと、こういったことを重要事項として公共交通の再編を進めていく考えでありますので、今後よろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） 公共交通についてお答えをいたします。大きな編成の方針の考え方は市長が申し上げましたとおりでございますので、私のほうからは、具体的な御質問の内容について、お答えを申し上げます。

まず、公共交通活性化協議会、ここに提出をさせていただきました構想案、これにつきましては、これまでずっと活性化協議会の中で出た意見、これをはじめ行政懇談会でありますことや各種会合等で関係者の方からいただきました意見、これらを総合的に判断をいたしまして、市といたしまして主体性を持って作成をしたものでございまして、これを中心に関係者に今後協議をいただくという前提の資料でございます。

したがって、今後、協議を進めていく中で、交通空白地域の解消でございますとか、外出支援サービスのあり方等々、必要なサービスの充実と、また財政的にも持続可能な財政負担の両面から事業者を含めた関係者の方々と協議をしまして、新たな地域の公共交通、これを早期に運行したいと、このように思っているところでございます。

次に、公共交通を整備をいたしますことによりまして、外出支援サービス等の費用、これがどういうふうになるかというようなことではございますが、これについては、交通空白地域を含めて支線を運行いたしまして、公共交通を利用いただける方には積極的にこの公共交通を利用いただくということによりまして、現在の外出支援サービスにかかる費用、これ自体は半分程度の額になるのではないかなと、今推測をいたしております。

しかしながら、公共交通全体の費用につきましては、通学でありますとか、通勤、そして今後高齢者が増える中での公共交通の利便性の確保、こういったことから、その程度によりまして運行のルート、それから運行の回数、また運賃等も大きく異

なります。そのことについて全体の費用は一定今示すことはできません。今後、一定のパターン、何回支線を運行するとかいったようなパターンごとに試算を事業者の協力を得ながら実施をいたしまして、財源的にも国県の補助金がいいのか、また特別交付税の算定のほうが有利なのか、そういった積算も含めて、今後、活性化協議会の関係者、また当然議会の委員会にも協議・報告をいたしまして、積算をしてみたいと、このように思っております。したがって、現時点では費用の見通しまでは報告はできないということを御理解願いたいと、このように思います。

議長（岸本義明君） 教育委員会教育部長、岡崎悦也君。  
教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 私のほうからは、保育所の待機児童についての御質問にお答えをさせていただきます。

現在の入所状況ですが、公立2カ所については、先ほど御指摘もございました定員を超えております。3所については定員を満たない状況でございます。私立につきましては、8園は定員を超えており、1園のみ定員に満たない状況で、現時点での待機児童はないというふうに確認をしております。

このことは、保育所の経営方針により保護者ニーズに大きな保育所への申し込みが多くある状況や、また、保護者が就労されているため、夜18時以降も預かってもらえる保育所ニーズが高いためというふうに考えております。

ちなみに、昨年度、平成25年度の延長保育の実績でございますが、宍粟市で延べで1万8,400人、これ延べ数です。日平均に換算すると、63人という数字が出るわけですが、概ね入退所がありますので、市内ではこの80人程度の方が延長保育を利用されているのかなど、このように推測をしております。

このことは、保護者の皆さんが入所先を希望されるに当たり、当該保育所の保育内容や就労先、勤務時間などを勘案された結果によるものでございますが、それぞれ個別の事情には多様なものがあるかというふうに思っております。

こうした中、議員御指摘の延長保育を望まれる方が私立保育所を希望されることが多くなっているというふうにも理解をしております。実数は先ほど申し上げました推定80ですが、延長保育を利用されていない方もやはり6時半とか、そういった方が一そういうことになるといような心配があると、こういうような御希望が多いのかなど、このようにも思っております。

したがって、今後は保護ニーズの動向を的確に把握をしながら、保育士の確保につきましては非常に課題があるわけですが、まず1番として、再度私立保育所における受け入れ体制の検討をお願いしたいなど。そして、その後、やはり御指摘

にもございましたように、担当部といたしましては待機児童を出さないということは、非常に大きな課題だというふうに考えておりますので、公立保育所の延長保育につきましても、私立保育所とも協議をさせていただきながら、この部分については慎重に検討していきたいと、このように考えております。

以上です。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） 先ほど認可保育所のほうに入っただけたらということだったんですけども、現在やはり定員の2割増しのような状態で、認可保育所もいっぱいいっぱい状態なんですね。それで、これ以上増えると、定数を増やすというのは容易じゃないんで、この今の状態で増やすとなると、やはりちゃんとした保育ができない、それにやはり保育士の問題も出てきます。公立の保育所がいっぱいでないということは、民間の保育所から公立の保育所へ移動される方も少ないということなんですね。それが前回お聞きしたときに、延長保育があるかないかの理由で私立認可保育所のほうにかたまっているという認識なんですけども、僕はそれだけじゃないと思うんですね。やはり公立の保育所にはない、私立の認可のよさがあると思うんですよ。

昨日の部長の答弁でありましたが、民間のノウハウを取り入れと、これは幼保の関係での答弁でしたが、やはり民間のノウハウというのは、普通の公立では考えられないぐらい努力をされとんですね。やはり公立というのは、あくまで公務員という考えじゃなくて、もっと抜本的な改革が必要じゃないかなと思うんです、職員も含め。だから、その辺がひょっとしたら預けられている方の不満の一つでも僕はあるんじゃないかなと。それが変わらんことには、この先見通しがちょっと立たんと思うてるわけなんですけど、2015年から保育制度が変わると思います。この制度は認定こども園に移行する幼稚園の増加、また待機児童の多い0歳から2歳までの子どもを預かる小規模保育施設にも補助を増やして、いろんな事業者に保育施設の運営に乗り出してもらおうという考えだと思います。

正確な待機児童を把握するために、市役所の窓口で新たに保育認定を受けることになるとは思いますけど、標準時間と短時間、そういう認定があり、保育所を利用したい人は皆、勤務時間に応じてどちらかの認定を受けることになります。つまり今まで働いている、働いていないというくくりから、勤務時間にあわせた保育の状況になるということです。

このことにより、例えば現在、延長保育云々よりも夜間仕事をされる方という保

育が整備されておられません。今後は夜間仕事をされる方にも保育を受ける義務があるということで、施設の整備も変わっていかないけないと思うんですね。今の状態で認可の保育所もいっぱい状態の状態で、今後夜間を受け入れるような体制がとれるのかということをお伺いします。

議長（岸本義明君） 教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 保育サービスの御指摘だろうというふうに思っております。御指摘のように、長時間をさらに超えた夜間、あるいは日曜日の保育、こういったニーズも協議の中であることは承知をしております。

今、健康福祉部のほうでニーズ調査をしております。そういったものを踏まえながら、2015年度以降の制度設計を現在検討しているところでございます。そういう中で検討させていただきたいなど、このように思います。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） 夜間というのは、今の施設で恐らく受け入れる認可保育所ができれば夜間を受けるといえることですか。それとも、別に夜間専門の保育所を考えるとということですか。

議長（岸本義明君） 教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） ニーズを見極めながら、その夜間を実施するか否かも含めて検討しなければならない。それから、御指摘のように、そこには今回、国が制度設計をしておりますいろんなバリエーションがございます。小規模とか特定の小さな保育、そういったもの、あるいは保育ママ的な制度も国の中では制度設計の中に入っております。それが地域の実情にどのように合うかというのが、まさに今から具体的な検討に入るという状況でございます。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） そのニーズ調査につきましては、資料をまたいただきたいと思っております。

やはり今、保育の待機児童の施設の問題だけでなく、やはり一番問題になっているのは、保育士の確保の問題だと思うんですが、先ほど言いましたように、子どもは5歳までの教育が大事と言われている中で、その期間を保育して下さっている保育士の待遇があまりよくないんじゃないかと。やはり待遇が悪いために、資格を持っている人が待遇の悪さにより働いていないという潜在保育士というのも多いと思われま。この方たちの多くというのは、出産を機に退職されたり、好条件を求めて市外に出られたりする方が少なくないと思うんですが、昨日、奈良県のある

保育園で子育ての経験を生かしたベテランのママさん世代の保育士が多く働かされている保育所がありまして、やはりベテランの方というのは、子育ても終わり、子育て中の方も含めて経験のある方なので、若手の保育士との人材の融合がよりよい環境を生み出しているということでした。

その中でやっぱりされているのは、求職フェアですね、就職フェア、たくさんの保育園が一堂に会して、普通の企業の説明会のようにブースで分けてされたんですが、宍粟市としてそういう取り組みが今までなかったように思うんですが、今後そういう就職フェアなり、あっせんという、そういう事業の予定はないですか。

議長（岸本義明君） 教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 御指摘のとおり、事務方といたしましても保育士の確保は非常に大きな課題であるものの、やはりこれは克服しなければならないというふうに考えております。

御指摘の潜在保育士についても、今まだ具体化はしておりませんが、一応市内にも詳細まで人数を把握はしておりませんが、やはり現場から長らく離れておられるから、そういうことをお願いをしてもなかなか復帰ができないというようなことがあるというふうなこともお聞きをしておりますので、できましたら、そういった方を対象に研修会のようなものを一度させていただいたり、あるいは御指摘のように、保育専門学校であったり、今後はやはりそういう学校とか、そういうところにPRをしながら、何とか保育士を確保していきたいと。それはまさに民間保育所さんも抱えておる同じ課題でございますので、御指摘のことの就職フェア的な、説明会的なところも、今のところまだ具体には想定をしておりますが、今後検討させていただきたいなど、このように思います。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） いろんな手段を講じて募集なり、紹介をしていただきたいと思うんですが、やはり条件がそれに見合っていない状態ではなかなか就職者というのはあられないと思うんですね。今、宍粟市でも任期つきですかね、保育園に関しては2年間、幼稚園は3年間ですかね、されているんですが、その方というのはやっぱり今後継続される見込みがあるのか、それともやはり結婚とかまでの一時しのぎの形になるのか、まだ初めての試みということでされているんですが、やはりその方たちの待遇よりも民間の保育所の待遇はやはりよくないんですね。給与面においても、就労時間においてもかなり差がある。しかし、その待遇を上げることは民間では不可能なんです。昨年時限的なもので年間8,000円か1万円か、国からの補

助がりましたが、今年はどうなっているのかわかりませんが、そういったレベルの話じゃないんですね。何せ時間も10時間勤務とか、その長い勤務で日曜日、祝日関係なしに出られる場合もありますし、その方たちの待遇というのは公立保育園とやっぱり全く一緒にはならなくても、不公平感があって、どうしても公立のほうに偏ってしまうんじゃないかなと思うんですが、その辺についてはいかがですか。

議長（岸本義明君） 教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 御指摘の部分は課題として捉えております。御案内のとおり、国においてもその処遇改善を図る昨年度の制度がございました。新しい制度設計の中でもそこは課題と捉えて、公定価格の中に反映されているというような情報も届いております。

ただ、そういう部分につきまして、民間保育士さんと公立の保育士さんの関係もございます。そこはやはり民間部会という、そういう会をつくっていただいておりますので、そこの方々と十分な連携・連絡のもとで、処遇についても、私自身はやはり改善をしていく必要というふうに考えておりますので、一緒に話を検討させていただく必要があるのかなと、このように思っております。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） ここに「宍粟の教育」、見せていただいて、就学前教育・保育の3番目に、教育・保育のための環境づくりということで、各地域の実情に応じた就学前教育・保育の充実を図るために幼保一元化を推進しますとありますが、やはり地域の実情に応じて子どもさんも違うし、保育士の状態も変わってくると思います。幼保一元化がどうかというよりも、まず各地域の実情に応じて、昨日の同僚議員の言われたことと重複するかもわかりませんが、実情に応じて、地域に応じてやっていかんと、全て一くりに考えていくというのは無理があるように思いますし、地域に応じて山崎は山崎、一宮は一宮、波賀町は波賀町でいろんな地域格差はあると思います。宍粟市として一本で考えることは大事ですが、やはり子育てに関してはその辺ちょっと地域の実情に応じて切り離して考えていただきたいと思います。これに関しては答弁結構です。

続いて、公共交通のことについて、再質問させていただきます。

先ほど市長及び副市長の説明の中で、やっぱり公共交通の整備が急がれると。それによって外出支援サービスとの兼ね合わせの話があったんですが、公共交通と外出支援サービスを一くりに考えるというのはちょっと無謀な感じもするんです。確かに公共交通がないために外出支援サービスが財政を圧迫しているというのは現

状であると思いますが、その中で寝たきりの人などというのは、ドア・ツー・ドアの外出支援サービスを利用しなければならないと思うんです。また、現在、総合病院に通われている透析患者の方にとっては、この外出支援サービスというのはなくてはならないものであって、その方たちの分が財政を圧迫するというわけじゃなくて、今はみなしの部分がかかり圧迫していると思うんですが、例えば透析患者に関して総合病院独自で送迎というようなことは、今後考えられておりませんか。

議長（岸本義明君） 総合病院事務部長、広本栄三君。

総合病院事務部長（広本栄三君） 失礼します。総合病院のほうもそういう形ができるかどないか、ただいま検討しております。やり方としてどういう形がいいのか、何人が乗り合わせて来ていただくのがいいのか、そういうような部分も含めて検討していきたいと思っております。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） ちょっと公共交通と外出支援が一緒になってややこしいと思うんですが、まず、公共交通に戻りますと、公共交通特別委員会というのがこの議会でもつくられて、先日も養父市と朝来市に行ってまいりましたが、やはり他町のことなんですか、やはり公共交通に関してはかなり力を入れておられます。ところが外出支援サービスに関してはほとんど力を入れられてないんですね。どういう差があるのか、やはり鉄道があるのか、それともやっぱり公共交通がしっかり整備されていることが一番の原因になると思うんです。

先ほど何で地元の方の合意が得られたかとか、話し合いがされたかというのをお聞きしたのは、絶対公共交通をするとすると、幹線、支線に分かれるにしても、どうしても有償福祉車両であるとか、無償福祉車両というのが必要になってくると思うんですね。やっぱり無償になると、かなり地域のボランティアの力というのが大事になってくると思いますし、有償になると、やはり業者というのか、そんなにたくさん補助は出ないと思いますので、地域の方にそういう福祉有償サービスを行う場合に理解が得られているのかと、やってもいいなという団体があるのかどうかというのはまだ決まってませんか。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） 先ほど申し上げましたように、幹線、それから支線の関係でございます。幹線は地域の方のボランティアというわけにはいきませんので、当然事業者になると思います。ただ、支線につきましては、地域の方々のボランティア、それからまたコミバスの、例えば週に2回、当然有償で運行する、いろんな形態



がございますので、そういったところはやはり地域に、先ほどありましたように、合った形態もあるとは思いますが。ただ、目的といたしておりますのは、やっぱり外出に特にどうしても必要な方は外出支援サービスで使っていただく。そして、ある程度健康なといいますか、みなしの方はそういった整備をすることによって、そちらのほうを利用していただきたいということで、そういったことは具体的に今から検討するということになると思います。

○議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） 先週ですか、トライやる・ウィークで娘が学遊館に行かせていただきました。もしもバスしか利用、保護者の送迎というのは御法度なんで、もしもバスに乗って行けということで、タクシーに運転手含め6名乗っていくわけですね。予約制でありながら1台しか運行できない。やはり窮屈な状態で、こういうもしもバスに好んで乗りますかね。やはり人が少ないときに、2台も3台も走らすわけにいかんと思うんですが、やはり年ごろの女の子が男の人の真横で乗っていくというようなことの実情を見られて、こういう状態になっているのか、それとも、そこはもう業者に丸投げなんですかね、そのもしもバスの運行に関して、中身に関しては。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） このもしもバスの運行につきましてもいろんな意見がございます。予約が煩わしいとか、また、少し便が少なくなっても定期便で走らせてくれとか、それから、車両の大きさとか、いろんなことがございます。ただ、任しているわけではございませんが、同時、例えば1回だけのために全てというわけにいきませんので、いろんな課題を常に整理をいたしておりますので、今後とも先にもありましたような課題の解消については、例えばもしもバスだけにつきましても、改善策は講じていきたいというふうに思っております。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） やはり現場に応じた、市民が望むやり方でやっていただきたいと思います。

それと、最後になりますが、やはり公共交通を利用、今はバス型というのは難しいにしても、やはり利用客が少ないと、それからまた学校へ行くためだけの利用というと、また時間帯に問題が出てきます。せめて今の路線バスでも市役所の方が模範となって、少しでも利用するというわけにはいきませんか。どうしてもバス停から離れている方、マイカーの方もあると思うんですが、少なくとも金曜日にノー残

業デーがあるんでしたら、一斉出社、一斉退社というようなことで、職員自ら、私たちも含めてなんですが、バスを利用していただいて、それから初めてバスの利用者が少ない多いを検討していったらいいかなと思うんですが、あるいは自らが身を切らんと、市民の方だけに公共交通を利用せえ、やはり利便性も悪いですし、それはもう見本となって市役所自ら、私たちも含めて公共交通を利用していただいて初めて物が言えるんじゃないかと思うんですが、その辺についての取り組み、今のところないかと思いますが、今後どのようにお考えかだけお願いします。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） おっしゃるとおりでございます。以前、金曜日の日は公共交通で通勤をしようというような試みもしまして、全部じゃないんですけども、職員も通勤もいたしました。またエコの関係も含めて、例えば自転車通勤とか、実証もいたしました。ただ、やはり勤務時間とかで、今の本数形態だけでは十分に課題が大き過ぎるということで、途中でとまったような経過もございます。

そんなことも含めまして、今後の交通再編につきましては、市長が申しましたように抜本的に、いわゆる使っていただける公共交通にしようということで現在検討しておりますので、御意見を反映しながら検討をしてみたいと思います。

議長（岸本義明君） 以上で、2番、稲田常実議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

少し長いですが、午前11時まで休憩いたします。

午前10時42分休憩

---

午前11時00分再開

議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

小林健志議員の一般質問を行います。

3番、小林健志議員。

○3番（小林健志君） 3番、小林でございます。議長の許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、宍粟市に鉄道を、そしてそれに関連をいたしまして、人口減の対策をという課題で質問をさせていただきます。

議会にお世話になり15年となります。その間、いろいろな議題に出会いました。なかなか進まないのが現実です。地域の方々のアドバイスを受けながら、職員の皆さんをはじめ議員、各種団体とともに頑張り、努力をしていただいておりますが、

時代の流れには太刀打ちできない点を多く見てまいりました。

宍粟市にもっともっと働く場をつくらなくてはということで、企業誘致を募集していただき、なかなか進まないのが現実でございます。地方では、全国的な問題かもしれませんが、ところによっては少しは進んでいる市町村もあります。進んでいる地域におきましては、交通の便がすぐれています。宍粟市の隣接の市町村にも縦横の高速道路に鉄道まであります。宍粟市も高速道路のインターチェンジはありますが、鉄道はありません。応募された企業の方々のお話によりますと、宍粟市は環境もよいし、空気もきれいなところで住みやすいと思うが、鉄道がないから通勤に困るので考え直すとの言葉です。これが断りの切り札になっております。この話はほんの一部にすぎません。

旧山崎町にも大きな企業がありました。その企業の重役の方は、「山崎には鉄道がないから、時間がはかれない、姫路からバスで1時間、電車とは疲れ方が違うし、時間が守れない」と話されました。また、総合病院に来ていただいた医師の先生からも、「車での通勤は何があるかわからない、電車なら安心して時間どおり通勤でき、苦にならないのにね」というお話を聞きました。

その中で、これからの宍粟市を考えてみますと、一番に考えていかななくてはならないことは、何だと思われませんか。市長にお伺いをいたします。

私は、宍粟市の人口が減っていくことだと思えます。市長をはじめ役員の皆様の挨拶の中でも、2040年には宍粟市の人口は2万7,000人になるだろうと言われております。お話に出されるなら、対策をどのように考えておられるのかをお聞きいたします。

小学校・中学校が統合し、母校がなくなっていくのを、ただ時代の流れとして見ているだけなのか。策を考えていかななくてはなりません。

そこで、鉄道が神戸まで開通したのが140年前だそうでございます。そして、播磨新宮の駅ができたのが1932年、昭和7年7月11日です。約82年前でございます。その2年後には三日月駅まで延伸されました。そして、播但鉄道、姫路駅から寺前まで、29.63キロメートル、1894年、明治27年7月26日に開業しております。約120年前でございます。

市民の皆さんに声をかけました。私がお話をした方々は、「願ってもないことですなえ、でも、実現しますかねえ」と不安な面持ちで話され、最後に、「宍粟市に鉄道が通るように頑張ってくださいよ」と強く言われました。宍粟市の未来の子どもたちのためにも、鉄道を通すべき、このように考えます。市長のお考えを伺いま

す。

1回目の質問を終わります。

議長（岸本義明君） 小林健志議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 小林議員の御質問にお答えを申し上げたいと、このように思います。特に、人口減少だったり、あるいはそれに伴う対策も含めて、またさらには夢ある鉄道はどうだと、こういうことであります。

前段、今日の世の中の情勢を考えますと、昨日も申し上げたんですが、これまで日本の社会というのは、どちらかということ、一極集中、こういうことでありまして、今や地方の時代と言われて久しいわけではありますが、今日ほど地方がいかに知恵を出したり、工夫しながらそれぞれ生き残りをかけていくということが求められておると、私はこのように考えております。

そういった意味では、本当にない物ねだりより、今あるものをどう生かすかと、こういうことが問われておるのかなあと、こう思っております。

また、経済状況や世情を見ても、失われた20年をどうやって取り戻すのかということで、今、国挙げて必死にそれぞれのところで取り組まれておるところであります。それだけ地方というものが今見直しをされつつあるときかなあと、このときほど私たちは声を大きくして、市民が一体となってこのまちを盛り上げていく必要があるだろうと、この認識を大前提にしておるところであります。

私は、就任以来、宍粟市の課題は少子化、過疎化、あるいは高齢化、特に少子高齢化の中で過疎化が急速に進んでおると、こういうことを常々申し上げておりました、その解決への道筋をしっかりとつけていくことが私の責務だと、このように申し上げてきたところであります。

そのためには、市民の皆さんをはじめそれぞれ地域が自立して、元気な地域をつくらなくてはならないと、このように考えております。さらには、魅力ある地域でなければならないと、このように考えておるところであります。

そのための具体的な施策として、本年度の当初予算でもいろいろ御議論いただきましたが、地域創造枠事業として計上をしたところであります。

宍粟市のこの豊かな資源であつたり魅力をいかに継承し、さらに発掘する、さらにはまた魅力を市外に発信する、このことが非常に大事だと、このように考えております。農林業の各種産物だったり、産品であつたり、あるいは市民の皆さんの生きがいに繋げられる仕組み、このことが非常に大事だと、こういうふうに考えてお

りまして、やれること、あるいはやらなければならないこと等々を時機を逸せず取り組みたいの思いから、今回このような事業を取り組んだところであります。

また、雇用の創出については、若者の定着に欠かせないとの認識のもと、企業誘致に向けても取り組みを強化する、こういう観点で産業立地促進条例を大幅に拡充したところであります。それらのいろんな各種事業を通じて地域の活性化、活力等を含めて求めていきたいなど、このように考えております。

今申し上げたのは対策の一部ではありますが、いかに私たちは時代を的確に捉え、いわゆるスピード感を持って多様な対策に取り組むことが今求められておると、また必要であると、このように考えております。

特に、本年度から第二次の総合計画の策定に取りかかっているところでありますが、その中心課題は何といたしましても、先ほど来御提案のありました人口減少の対策、これが中心だろうと、このように思っておりますし、そのことを中心にあらゆる課題に果敢に攻めなくてはならないと、このように考えております。

今後、特に観光振興あるいは農林業の振興、さらにまた教育、子育て、あるいは福祉、いわゆるそれぞれの施策を総動員をしないと、今後定住促進も含めてなかなか宍粟市というのはおぼつかないだろうと、このように考えておるところであります。

また、今お話にありました鉄軌道のことではありますが、私も先人からいろいろと歴史過程には聞いておりまして、過去にそれぞれの年代、それぞれの立場で判断されたのが、今日であろうかなあと、こう思うわけではありますが、昨年、トライやる・ウィークで市役所に中学生が来ていただいて、私との対談をする機会がありました。そのときにも子どもたちを含めて鉄軌道を是非市長、引いてほしいんだと、そういう夢を私たちに与えてほしいと、こういう純粋な発言をしてくれました。私はまさしくそうだろうと、このように思っております。鉄道があったり、駅があったり、そういう風景を思うだけで、そういうふるさとであってほしいと、こういう思いからそう発言なされたんだらうと思います。

私は、何事においても一つの夢や目標を掲げて、その夢や目標に向かうことが大事なことだろうと、このように常々考えております。まず、その夢を持つということから始まるのではないかなと、このようにも捉えておるところであります。

人口減少対策という大きな課題に向かって進んでいかななくてはならないと思うわけではありますが、私自身もその大きな夢を持って、今後、先ほどおっしゃったようなことも含めて市民にもどんどん発信しながら、前向きで取り組んでいきたいと思

いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上であります。

議長（岸本義明君） 3番、小林健志議員。

3番（小林健志君） どうもありがとうございます。あまりはっきりこうだということはなかなか答弁がしにくいかと思うんですが、この間、ほん最近でございます。国会議員の先生とお話をする機会がございまして、宍粟市に鉄道を引っ張ってこれないかねえということでお伺いをいたしました。2020年に東京オリンピックが行われます。それまでに何としても東京から名古屋までリニアモーターカーを走らせ、完成をしたいんだと。できることなら、大阪まで繋げたいんだというふうにおっしゃられました。そこで、大阪からいわゆる福岡まで、これも、はや既に計画は立てておるんだということで、私は、大阪から福岡までに各県に一つずつの駅をつくりたいと。その中で宍粟市にリニアモーターカーの駅がつくように努力をしてみたいというふうな意見をいただきました。そうすると、どうしても姫路から宍粟、いわゆる山崎を通るか、一宮を通るかわかりませんが、その中に繋ぐ鉄道が必要になりますねえということで話しますと、鉄道はなかなかねえというふうな形で、片一方ではリニアモーターカーを通す、そして、福島県のほうは大きな震災のことで津波で大きなダメージを受けたと。そういうことで中国地方は真ん中を通したいんだということでございます。そのために宍粟をどうしても通したいと、宍粟市の中を通りたいということでございます。

何年先になるかわかりませんが、そういうふうにして国の計画は進むところでは進んでおるわけです。東京から大阪まで、名古屋まででも駅はもうきちっと決まっております。そして、大阪から福岡まででもほぼといったくらい決まっておるそうでございます。これは発表はできませんけどねというふうな形でございました。特に、この鉄道を引っ張るにつきましては、市民が一体となって、地元がその気になって、これまでの過去、先ほど話ししましたように、姫新線にしる、播但線にしる、そのときには声がかかったそうです。100何十年前のときにもチャンスがあったわけで、それをどうすることもなく、鉄道を引っ張ってこなかった。これは今考えると、いわゆる失敗だったなというふうに私は思います。そのときは、その時代の時代でなかなか難しかったかと思うんですが、やはり地域の方々のやっぱり意識が非常に大事かなというふうに思います。

当然、この鉄道がつくにしましても、私どもは生きておるとは思いません。でも、未来の子どもたちに、100年の大計に立って、やっぱり考えてやるべきではないか

なというふうに思います。宍粟市も北部のほうからどんどんどんどん過疎化になっておる、学校がなくなる、そういう中で何とか宍粟市を守っていかないかん。これは私どもの使命じゃないかと思えますんで、市を挙げて意識を持つと、そういうふうなことを考えるんですが、市長、どうですか。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） ただいまお話のありましたその方向は私も共感できるところでありまして、大いに夢を持ちながら将来のまちを語り、ともどもその方向に向かうことは大事なことだと思います。

その前段で今日、非常に大きな課題があるわけでありましたが、市民が同じ目標を持って、同じ方向を向くという、一つの手法として、私は現在、我がふるさとを思う心を大事にしてほしい、あるいはふるさとを思う心を持ってほしいと、こういうことからでも初めていきたいなあと、こう思っております、今おっしゃったことについては、今後どうやって実現可能なのかも含めて、私自身の課題とさせていただきます、このように思います。

議長（岸本義明君） 3番、小林健志議員。

3番（小林健志君） 人口減の対策について、市長が先ほど話されましたが、いわゆる宍粟には魅力あるところを大いにPRをして活用したいということなんです。非常に大事なことです、仮に千年藤を一つ取り上げてみましても、仮に鉄道があったら、いわゆるお客さんがどのようにして来られるのかなと、そういう夢を見たことがございます。バスで来られると駐車場がない、いやもう車止めるところがない、そういうようなことで言われる方がたくさんあるんですが、もし鉄道があったら、これは本当に簡単に車に乗れない方、いわゆるお年寄りがものすごく来てくれるんじゃないかなと、そのように思います。これから先、宍粟の人口を増やすというのはもう到底難しい話だと思うんですが、他市、他町から宍粟に来ていただくということをねらわなくてはやっていけないんじゃないかなと、このように思うわけです。

そのためにも宍粟の魅力を生かすためにも、そういうことが非常に大事なかなと。いやもう車があるから大丈夫だというふうなことです、今、ガソリンも値上がりし、車はなかなか難しい時代になりつつあると思います。そうすると、やはり安心していわゆる宍粟に来られる鉄道が必要なんだなというふうに常がね思うておるわけで、それから、企業誘致にしましても当然通勤される方、安心して通勤ができるんじゃないかと、このように思います。そして、小学校、中学校だけでなく高校がなくなるんじゃないかという、こういう心配もしております。仮に伊和高であって

も、県立のいわゆる山に関する、木材に関する、日本でここしかないというような学校がありまして、やはり全国から通うにしましても鉄道が必要なわけで、そういうことを考えてみますと、いろんな夢が生まれるんじゃないかなと、このように思います。これは質問とかそういうことじゃなしに、夢の話で非常に申しわけないんですが、市長、トップがやっぱりこういうふうになったらいいな、こういうことをやろうというふうな意気込みでありましたら、市民は私がついていくと思いますんで、そういうところで市長のお考えを再度お聞きしたいと思います。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 先ほど夢や、あるいは目標を持つことから全てが始まると申し上げたとおりでありまして、今おっしゃったような目標に向かって私も進んでいきたいと、このように考えておりますし、機会あるごとにも市民にもアピールをしていきたいと、このように思っております。

なお、先ほどおっしゃったように、交流人口の拡大はまさしく我がまちにとっては大きな課題であります。昨日の伊藤議員さんの御質問でもお答えしたとおり、アクセスの問題、あるいは条件整備の課題もあるわけであります。そういったものを一つずつできることから解決しながら、より交流人口を拡大して、市の活性化を求めていきたいと、このように考えております。しかしながら、夢は夢としても現実になるように、今後の課題として捉えさせていただきたいと、このように思います。

議長（岸本義明君） 以上で、3番、小林健志議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午後1時に再開いたします。

午前11時21分休憩

---

午後 1時00分再開

議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

藤原正憲議員の一般質問を行います。

10番、藤原正憲議員。

○10番（藤原正憲君） 10番、藤原でございます。皆さん、お疲れのことと思いますけども、よろしくお願いいたしたいと思います。

それでは、議長の許可を得ましたので、大きく通告しておりますところの2点について質問させていただきたい、このように思います。よろしくお願ひします。

まず、1点目の国保・介護等の特別会計の適切な運営について、質問をいたした



いと思います。

平成22年度に、医療費の増に伴い、国保会計へ臨時的に7,000万円の繰り入れが一般会計からなされております。そのときには、対平成21年度、前年度比較で約1億4,000万円の保険給付費、いわゆる医療費が伸びていました。同様に、平成23年度でも1億8,000万円の医療費、保険給付費が増加になっております。私は、平成22年度同様に繰り入れすべきではないかなあと、このようなことをただしたわけですが、繰越金が1億円程度見込まれるなどで繰り入れには至りませんでした。この平成24年度では、逆に保険給付費が約6,000万円減にあり、一方、繰越金は1億9,000万円余りあります。少し国保会計は安定しているのかなあと感じていましたが、残念ながら今回保険税の税率改正が上程になりました。

国保税の収納率につきましても、一定の基準より低い場合、以前も質問したことがあるんですけども、ペナルティとして国の普通調整交付金が減額になりますが、本市ではその影響はないのでしょうか。答弁を求めたいと思います。

また、国保の滞納も約3億5,000万円あり、収納率も現年度分、過年度分合わせて75%と大変低く、税を納めている善良な市民、被保険者に対し、二重負担をかけているのではないかなあと私は思うわけでございます。互助と言いながら、被保険者で負担し合うのも限度があると私は思いますし、当局の徴収責任は当然問われると私は思います。

一方、介護保険につきましても未収分が約2,800万円ありまして、これも特別徴収されているので、そら年金から特別徴収されているから少ないと言ったら少ないんですけども、これも増加傾向にございます。これは平成24年度末の決算数値ですけども。その上、介護保険給付費も増えておりまして、次期料金の見直しでは、かなり高くなるのではないかなと危惧しています。

保険給付費の水準や被保険者の所得等の違いなど、各市町間の不均衡を是正するため、国保の調整交付金のような制度はないのでしょうか、お尋ねいたします。

また、国保同様に、この未収分について、一般会計からの繰り入れとか等々何らかの対策は必要ではと思いますが、いかがでしょうか、市長の所見をお聞かせいただきたいと思います。

2点目の課税客体の把握はきちりできているのかについて、質問いたしたいと思います。

所得も含めた課税客体をしっかりと把握し、正しく課税をし、そしてまた徴収をする。言葉では簡単ですけども、なかなか厳しい点もあり、当局も努力はなされて

おりますけども、十分ではない部分があるのではないかなと私は思います。

以前にも質問いたしました、小型特殊自動車、いわゆるトラクターの課税状況についてでございますが、その後どのように改善されているのか、お尋ねをいたします。

ちなみに、参考までに平成23年度の答弁では、旧町ごとに山崎町63台、一宮町17台、波賀町348台、千種町3台、計431台でございます。

また、空き家のことですが、空き家の利用等を同僚議員からも昨日来、いろいろ質問がありましたけども、私は課税客体としての空き家について、質問いたしたいと思います。

御存じのとおり、税条例第23条2号の規定で、本市に事務所、あるいは事業所、または家屋敷を有する個人で、市内に住んでない方、住所がない方に対して市県民税の均等割が課税になります。多分、今4,800円でございます。今度、東日本の震災の関係で1,000円増えて5,800円になるのかなあと思うておりますけども、その課税状況はいかがでしょうか。これも以前の答弁では、山崎が21名、一宮町が75名、波賀町が39名、そして千種が29名、合計164名課税になっているとのことでした。

次に、まちづくり推進部が昨年でしたか、空き家の調査を実施されました結果、総数で1,211軒、そのうち今のままで利用できる、住めるということでしょうかね、これが525軒、ある程度修繕すれば利用できる405軒、そして再利用できない173軒、もう傷みが激しくて取り壊すしか方法がない、これが108軒とのことでした。

私思うのに、今のまま利用できる525軒、そして、ある程度修理すれば利用できる405軒、少なくともこの部分については2号該当になって課税すべきではないかなあ、このように思うわけでございます。

なお、この1,211軒の中には空き家で人に貸している場合の軒数はこれには入っていませんので、空き家としては1,211よりも増えると、こういうことではないかなと思います。

同時に、これは税務の関係になるんですけども、この空き家1,211軒のうち、家屋として適正に固定資産税課税台帳に搭載されているのかどうか。また、傷みが激しい、取り壊しが必要な家屋も課税台帳に搭載されているのかどうか。私は多分の1,211軒全て課税台帳に搭載されていなければならぬとは思っていますけども、答弁を求めたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。よろしく申し上げます。

議長（岸本義明君） 藤原正憲議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 藤原議員に大きく2点の質問をいただいております、私のほうからは国保の会計の関係の基本的な考え方のみを御答弁申し上げて、後ほど具体的なこと等については、副市長並びに担当部長のほうからお答えをさせていただきたいと、このように思います。

国保会計につきましては、性格等はもうよく御承知のとおりでありまして、かねがねお話を申し上げておりますとおり、一般会計からの繰り入れについては、繰り返しになりますが、基本的に考えておりません。むしろ、例えば御指摘をいただいております滞納の問題でありますとか、あるいは医療費抑制に向けた要望等、その工夫は必要だと、このように考えておるところであります。

今回の国保税の改正に当たりましては、決算見込みでありますとか、今後の動向予測など、国保会計を取り巻く状況を精査・検討する中で、やむを得ず改正となったわけであります。

今後、高齢化と国保への加入者の減等で税収が上がらず、事業運営も懸念されるところでありますが、市としてもただいま御指摘のことも踏まえながら、さらに納税意欲の喚起でありますとか、あるいは健康増進策の推進など、それぞれを通し、宍粟市の国保を守っていききたいと、このように考えておるところであります。今後も健全な国保会計の維持に努力をしていききたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） 国保及び介護会計の御質問に具体的な内容でお答えを申し上げます。

まず、収納率が低い場合のペナルティということで、調整交付金の減額についてでございますが、国保税の収納、これにつきましては当然それぞれの団体が努力をするということを前提に一定の収納率を下回る場合につきましては、努力が不足しているという判断から、調整交付金が減額される、いわゆるペナルティが与えられておったことがございます。

しかしながら、近年にわたりまして、それぞれの団体が努力はするわけでございますが、特別な事情、例えば高齢化でございますとか、所得の状況が違ふとか、そういったことから収納率が確保できない状況がそれぞれ多くなってまいっております。そういったことから、平成22年12月に通達がありまして、平成23年度より収納

率が低くても、収納率の向上策に努力した場合、この場合においては減額措置は適用されないということに変わっております。

ちなみに、宍粟市の場合、近年では国が示しておりました収納率、これも上回っておりますことや、一定の収納率の向上対策、こういったことを講じておることから、この調整交付金の減額についての影響はございません。

次に、相互扶助制度でございます国保税の滞納、これは納税をしていただいた市民の方に対して公平性を欠くというのは御指摘のとおりでございます、厳正な徴収の取り組み、これが最も重要であるということはこれまでも認識をしているところでございます。

その中で、納税をされている人に対して二重の負担になっているのではないかなど。こういったことにつきましても税額の計算上、その年度の税額の算定は滞納分として過年度分を収入していただく額、これを除いた額をもって負担を求めるということにいたしておりますので、二重になっていない部分もありますので、幾分か理解をしていただける部分があると思っております。

しかしながら、御指摘がございました徴収責任というのは当然でございますので、そういったことにつきましては、今後ともいろいろな方法を講じる中で努力をしてまいりたいと、このように思っているところでございます。

次に、介護保険の各市町間の不均衡等を是正する制度につきましては、後期高齢者の割合でありますとか、高齢者の所得の状況、こういったことから各自治体の状況によりまして、国民健康保険事業と同様の趣旨の調整交付金というものが交付をされております。ちなみに、平成25年度の宍粟市の交付につきましては、全国平均が保険給付費の5%程度の交付金に対しまして、宍粟市の場合7.18%、金額に換算いたしますと約2億8,000万円の調整交付金が交付になっているということでございます。

なお、こういったように、各市町間の調整は行われているわけですが、各市町におきまして、高齢化率や所得の状況、先ほど申しましたようにいろんな違いがございます。それとまた一般会計で負担をするということにも限界がございますので、構造的な大きな課題、これを解消するにはやはりどの市町であっても同じ負担で同じサービスが受けられる、このことが最も大切ではないかと思っております。国民健康保険税も県の広域がございましたが、介護におきましても全国を一本化に視野を入れた広域化の制度への検討も今後行っていただく必要があるのではないかなど、このように思っているところでございます。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 市民生活部長、船引英示君。

市民生活部長（船引英示君） 私のほうからは、課税客体の把握をしっかりとできているかということの質問に対して、お答えをしたいと思います。

まず最初に、農耕用のトラクター等の課税状況であります。平成26年度は523台登録されております。平成24年度では487台でしたので36台の増加ということになります。

トラクターを含む農耕用の作業自動車につきましては、市の広報紙への掲載をしております。それから、確定申告相談受付時に農業所得のある方への周知用のチラシを配布して啓発をしております。

このようなことによりまして、公道を走っても走らなくても所有者であることで課税するという認識を持ってもらいまして、届けに対する所有者の自覚と意識の向上を図るように、さらなる周知をしてまいりたいと考えております。

なお、今年度も予定をしております農会長さんを通じて農家の皆さんに啓発を行うとともに、市内の農機具販売店にも周知等、協力依頼を実施し、広く啓発をしていきたいと思っております。

次に、市内の家屋敷や事業所を有する個人で、市外在住の方へ市県民税の均等割の賦課についての状況であります。

平成25年度の課税対象数は173人となっております。旧町ごとの物件に対する課税対象数は、山崎町の物件で23人、一宮町の物件で80人、波賀町が36人、千種が34人となっております。

課税客体の把握につきましては、本人申告や臨戸調査などによります例がありますが、家屋の評価の際、状況把握や確定申告時の申告情報の精査など、課税客体の把握に努めているところでございます。御理解のほどお願い申し上げたいと思っております。

なお、今回、まちづくり推進部のほうで、空き家とされる物件の調査を実施されましたが、この目的につきましては、老朽化した空き家の対策措置と有効活用を目的としたものでありまして、この調査に際しましては課税目的の調査ではないという旨を各自治会長に理解の上、協力いただいたような調査であります。

したがって、空き家としての見方、捉え方が税的な観点ではないため、調査された約1,000件余りは、空き家の課税状況の実態調査や家屋敷課税の資料としては若干取り扱いが難しいと考えておりますが、調査担当部局と調整を図りながら、

法令の範囲内において参考として今後進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（岸本義明君） 10番、藤原正憲議員。

10番（藤原正憲君） それでは、再質問をさせていただきたいと思っておりますけども、私が思うとる答弁とはかなり違ったところがあると思うので、私ももう少し突っ込んで質問させていただきたいと思っております。

先ほど市長のほうから、独立採算制、いわゆる被保険者でいろんなりリスクを負担し合う、これは私はそのとおりであります。単に国保税を安くするために一般会計から繰り入れしてくださいよと、そうは決して言ってないんです。ただ、副市長の答弁にもありましたけども、3億5,000万円の未収、現年度分として92%、10億余り、11億は切れるんですかな。その国保税の8%、8,000万円、9,000万円が毎年未収で上がってきよるんです。未収でね。これは企業会計なんかでも、この未収金というのは、いわゆる債権であるので、だから資産、流動資産の扱いで計上されておるんです。ですから、私はその未収分についてはやはり市にも徴収責任というんですか、それが私はある。それを5条の精神で被保険者でもう一度負担するというのは、明らかに二重負担じゃないんですかと。当局はもっと徴収をきっちりやってみようたらいいんじゃないですかという思いなんです。

ですから、先ほども私は流動資産言いましたけども、一般会計からの繰り入れが難しい、繰り入れしてと言うてもあれですけども、一般会計から国保会計に貸し付けをして、その債権分の現年度分ぐらいルール化していただいて、徴収努力されて入った時点でそれをお返しすると。もちろんできたら無利子で貸していただきたいと思うんですけども、そういう思いでちょっと市長の所見も聞いたわけなんですけども、それについてもう一度お願いしたいんですけど。要するに貸し付けとかそういうことで対応はできないかどうか。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） ただいま前段でおっしゃったように徴収責任、このことは当然あるわけでありましたが、そのことについては今後も最大限我々としては努力していかないかん、このとおりであります。

ただ、今おっしゃったことがシステム化できるかどうか、現段階では私もちょっと今の段階で判断もしかねます。ただ、基本的に申し上げたとおり、果たして一般会計からの繰り入れが本当にいいのかどうか、これは私もこれまでも疑問も持っておりますんで、ただいまおっしゃったことについては少し研究は必要かと、こう思

うんですが、基本的な考え方は冒頭申し上げたとおりだと、このように御理解いただきたいと思います。

議長（岸本義明君） 10番、藤原正憲議員。

10番（藤原正憲君） もう1点、国保のことなんですけども、先日の同僚議員の質問の中で、どれぐらいの収支の赤字なんだというような質問があったと思うんですけども、そのときに約3,000万円ぐらいな金額でありますというような答弁があって、私、個人的にはきっちり経営努力といいますか、徴収努力によってこの3,000万円ぐらいは、ぐらい言うたらいけませんけど、大金ですけども、ぐらいは別に税率をわざわざ改正しなくても、あるいは給付準備基金にも2,000万円ぐらいな積み立てがまだあると思うんで、この辺はもうちょっと慎重にさせていただきたかったなあと、こういう思いでございます。これはもう答弁はよろしいですけども。

それと、またこの課税客体、軽自動車税等、空き家の関係ですけども、先ほど部長から答弁いただいたんですけども、そういう道交法の適用があるからナンバーをつけなきゃいけないとかいうことやないというあれだったんですけども、要するに軽自動車税は一部使用者にかかる場合もありますけども、いわゆる所有者にかかるわけなんです。それは共通認識で言われたようなんですけども、私ね、この中でちょっと気になったんは、そういう認識を持って所有者に申告していただく、先ほどPRなり、所得の申告のときとか、農会長さんを通じてやるとか、それは当たり前の話であって、そうじゃなしに、この空き家にしても軽自動車にしても、これ所有者が申告しなければならないって条例に書いてあるんですよ。それは御存じですか。で、不申告、申告されない方に対しては3万円以下の罰金じゃない、過料を課すということになっとんです。これは義務規定なんですよ。だから、それは当局がそういう認識を持たんだら、納税者、市民の方にそういう認識を持ってというのは、私は本末転倒ではないかなとちょっと思ったんですけど、その辺いかがでしょうか。

議長（岸本義明君） 市民生活部長、船引英示君。

市民生活部長（船引英示君） 確かに今議員さんが言われるように、やはり持つておることによりまして、課税がかかるというものでありまして、なかなかその認識が今広報等を行っておるんですけども、所有していることに対してかかる税やという認識がやはりまだ薄いんじゃないかなという感じがします。

私のほうからも、この課税が乗用にかかるものという形になっておりまして、どの方が所有されておるのかという実態の把握というのがなかなか難しいということ、やはり基本としては申告でお願いするというようにしておりますので、実態と

してはそのような数字になっております。

以上です。

議長（岸本義明君） 10番、藤原正憲議員。

10番（藤原正憲君） ちょっと何かずれとるといふんか、言葉悪いですけども、そういう感じがするんやけどねえ。例えば、そらまあ、このトラクターあなたのものですか、Aさんのものですかなんて、そら認定はしにくいかもしれんけども、民法の規定というの、物いうのは、現に占有しておる人のものになるんやさかいに、そないな答弁のあれじゃないと思いますよ。申告しなければならぬということをしつちりやらなければならぬ。例えば税務課の職員の中でそんな方はいないと思うけども、もしかしたらトラクター持つとる人もいるんじゃないですか。だから、その辺をしつちりしていただかないと、何か責任転嫁いうのか、前の答弁からいつも気になつとんたんやけども、もう一つ本気じゃないなど。昨日もリスクマネジメントの関係のことが出ておりましたけども、私はほんまにこれ大丈夫なんですかって言いたいんですよ。これはもう答弁いいですけども。してもろうたらいいかも。

もう一つ、空き家のことですけどな、これは空き家の目的が違う。けど実態として、これは家屋でしょう、家でしょう。固定資産税の対象になつたらんのですわ。不動産登記簿で建物の定義って御存じですか。固定資産の対象になる建物とは、私のほうで言いますけども、屋根があつて、壁があつて、定着して、軒高もあります。そういう建物なんですわ。これは全て固定資産税の対象になるんですわ。

それで、何が言いたいかという、面積要件はないんです。極端なこと言ったら1平米でも増築、そういう建物を新築されたら、固定資産の課税対象になるんです。だから、そういうことを踏まえても、この1,211、ものすごいええ機会ですから、別に徴収にしても、個人情報何か言われるんであれば、徴収にしても管理職の人が年に3回ですか、年末、盆前と年度末、徴収されとんですけども、徴税吏員に委嘱してちゃんとこんなものせんと、ものすごくこれを使わんいうことは無駄になるし、もしそれが課税漏れになつたら、さっきのリスクマネジメントじゃないんですけども、大変なことになると思うんですよ、これ。ですから、私は言いたいのと、もう一つ、これあれですけども、例えば家屋敷、家の定義、家屋の定義、建物の定義、いろいろあると思うんですけども、家屋いうんは、多分税法上の専門用語ということになるんかもしれせんけども、もし家屋敷、この2号該当で、例えば1,211軒、これ多分家じゃないということになつたら、私、住宅用地で3分の1、6分の1の課税の軽減があるんですよ。だから、これ例えばもう壊してしめて、課



税台帳に搭載されていないんですよという家があるならば、住宅用地としての宅地の税金、固定資産税、これが3倍、6倍になるんですよ。その面積に応じてね。だから、その辺まで本当にチェックされているんですかということをはっきり把握してくださいということで申し上げとんです。今、二つも三つも言いましたけども、どれでもいいですから、答弁してください。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） 少し表現の仕方がどうだったかと思うんです。軽自のも申告に基づいてというような表現は私も適切ではないと思っています。まずは、登録をいただく。これは私のトラクターですよというナンバープレートの登録をいただく。そこについてはおっしゃるとおりペナルティもございます。ですんで、申告の際とか、それから業者の際に登録をしていただく義務がございますということで、そういった啓発・啓蒙をしていくという意味で申し上げましたので、その取り扱いについては厳格にしていくということで御理解願いたいと思います。

登録があった以上は、ナンバープレートに対して税金がかかるということでございますので、そういった意味での申告という表現をしたんで、これはちょっと訂正をして理解をお願いしたいというのが1点目でございます。

それから、家屋敷税と固定資産税の関係でございますが、まずは建物がある限り、さっき定義でおっしゃったように固定資産税の課税にはなります。しかも居宅用の住居であれば、3分の1とか4分の1の適用、当然出てまいりますので、それはそれとして固定資産台帳には搭載をまずはしておるという前提でございます。それが市民税、住民税の関係の家屋敷の関係とどうリンクするんかということは、生活実態であるとか、利用状況、それは調査の必要がございますので、今後機会あるごとに、やはり調査にまいりまして、対象になるかどうかは整理をしていくということでございますので、そういった点も含めまして御理解願いたいと思います。

議長（岸本義明君） 10番、藤原正憲議員。

- 10番（藤原正憲君） お隣の佐用町が宍粟市の人口のちょうど半分ぐらいだと思うんですけども、この佐用町についてもこの2号該当、5,800円ですか、年間に。均等割が課税になつとる件数が平成25年度末で429件と聞いとるわけなんです。佐用は宍粟市の2分の1ぐらいの人口。としますと、先ほど私が申し上げました使えるもの508、それからちょっと手入れたら使える、これで900ほどになると思うんですけども、宍粟市はこれぐらいは課税件数が出てこなんだからいけんのじゃないかなと、私はこのように思うわけなんです。ですから、もし、いろいろ要件がありますけど

も、例えば貸し付けしている場合には空き家を、これは非課税ということでございますけども、1,211の中にはカウントされていない、これは先ほど冒頭に言いましたけども。そういう中で、100何軒でしたか、173軒でしたかな、宍粟市は。若干伸びとんですけども、前回から見たら。ほん少しだけ。だからそれぐらいであれば、その1,211のうち173軒ですか、これはもう課税になっとるんははっきりしとんで。その残りのとこのなぜ課税になっていないのかという、その辺の調査はされる予定はないですか。

議長（岸本義明君） 市民生活部長、船引英示君。

市民生活部長（船引英示君） 前にも答弁をいたしましたけれども、この空き家調査の部分は、結局、調査の目的が違っていたということで、資料としては十分活用できる資料ではないかなということで、今、調査担当のところと十分協議をする中で、この資料でどのような取り扱いをするか、中身がやはり要件として家屋敷を持っておられる方で、住める状態で市外に住んでおられる方という形になっておりますので、その要件等も十分その中身を精査する中で、この件数についての調査はしていきたいと考えております。

議長（岸本義明君） 10番、藤原正憲議員。

10番（藤原正憲君） 議論が平行といたしますか、しかし、誰が見ても、この数字だけ見たら、私が言いよることも理解してもらえらると思ふんです。理解というんか、これはもう当然せないけんことであらうと思ふんです。冒頭にも言いましたように、この課税客体、特にまた所得のほうでも言いたいこともあったんですけども、課税客体の把握というのは、税務課担当職員にとってはほんまに永遠の命題といたしますか、大変難しい、徴収も大変ですけども、ここのとこをしっかりといただかないと、不公平感といたしますか、公正・公平性が図れないと、こう思いますので、特にこれを申し上げまして質問を終わります。

議長（岸本義明君） 以上で、10番、藤原正憲議員の一般質問を終わります。

続いて、大畑利明議員の一般質問を行います。

6番、大畑利明議員。

○6番（大畑利明君） 大畑でございます。大きく3点についての御質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、障害者福祉施策について、お伺いをしたいと思ひます。

御案内のとおり、障害者基本法には、全ての人が障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現す

ると規定し、行政の責務を定めております。

そして、宍粟市障害福祉計画の基本理念にもこれに沿って障がいのある人もない人も住みなれた地域社会で自立した生活をおくることができるよう、共生のまちを目指しますと述べています。そして、それを実現するため、三つの目標とその推進に八つの基本施策を掲げています。

本年度、市は第4期障害福祉計画の策定をするというふうに述べられておりました、平成27年度から向こう3年間の実施計画を定めるとしてしています。この共生社会を実現するために重要な雇用、住まい、コミュニケーション支援など、主要な施策について、市長はどのように進めようとお考えになっているのか、お伺いしたいと思います。

二つ目には、消滅可能性都市についてであります。

先般、日本創成会議が2040年までに20歳から39歳の若者女性が今の半数以下に減少する896自治体をこのままでは消滅する可能性があるとして公表いたしました。宍粟市は、2040年までに若者女性が55%減少との試算であります。このままでは消える可能性があるとした自治体の首長として、どのようにこの提言を受けとめられているのか。

また、その提言をどのように捉え、今後のまちづくりを進めようと考えておられるのか、お尋ねをいたします。

最後三つ目でございますが、家庭用の生ごみの減量について、お伺いをいたします。

各家庭では、ごみの減量のために分別収集を行っておりますが、分別では減らせない生ごみの処理について困惑をしているところであります。特に、市街地での処理が課題だというふうに考えております。

家庭から出る燃やせるごみの約40%が生ごみというふうに言われております。その生ごみの処理を本来なじまない焼却で処理を行っているのが現状であります。それも多くの税金を投入して焼却処理をしているのが現状だと思います。

本年度の予算の試算で見ても、にしはりまクリーンセンターの宍粟市が負担する業務経費1億7,500万円ございますが、そのうちの約80%が可燃ごみだというふうに思います。そして、その半分程度が生ごみの処理にかかる経費だというふうに思います。そういうふうに考えますと、生ごみ処理だけでも6,000万円、7,000万円の費用が投じられているというふうに推測できると思います。

生ごみは、堆肥として再資源化できるごみであります。生ごみを出さなくする家

庭での処理は、この一般廃棄物処理において効果は大きいというふうに考えます。

今、生ごみの分解土処理器という方法が注目をされております。各家庭で生ごみを堆肥を進め、ごみ減量に一役をかってもらうために、この処理器を宍粟市の購入補助金の対象機器に加えるべきではないかということをお提案申し上げたいと思います。

また、その処理器を、これは木枠の製品でございますから、地域資源を生かした宍粟材を使った生ごみ処理器として広く普及させてはどうかということをお申し上げて、1回目の質問を終わります。

議長（岸本義明君） 大畑利明議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 大畑議員より3点御質問をいただいております。私のほうから障害福祉の関係の施策と、消滅可能性都市についての御答弁を申し上げたいと思います。あと、家庭用ごみについては担当部長のほうから御答弁をさせていただきます。

まず1点目の障害福祉施策を推進するに当たり、国の動向も踏まえながら、私の考え方をお答えさせていただきたいと、このように思います。

住みなれた地域でできる限り住み続けたいとの思いは誰もが願うことだと思っております。私は、常々住んでよかった、住んでみたいと実感できるまちづくりをしていきたい、そのためには、ふるさと宍粟への愛着と誇りを持つことが大切であると思っております。その実現に向けて施策を推進しているところでありますが、障害者福祉計画の策定におきましても、その思いの実現に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

第4期障害福祉計画の策定に当たり、障害者基本法の改正、障害者総合支援法の施行等を踏まえ、施策の柱は施設・病院から地域生活への移行促進、二つ目は福祉から一般就労への移行促進と理解をしています。このことは、どこで誰と暮らし、どのような日常生活、社会生活を営むか、そのために必要な社会資源の整備を図っていかねばならないと考えております。

そこで、御質問の1点目の一般就労移行支援及び就労継続支援についてですが、就労継続支援事業所については、徐々にではありますが、設置されてきておるところであります。今後も引き続き設置に向けた支援をしていきたい、このように考えております。

また、一般就労への移行促進が大きな成果目標でありますので、ハローワーク等

関係機関と連携した取り組みを進めていくとともに、企業等への働きかけを行っていききたいと、このように考えております。

2点目の優先調達、このことではありますが、平成25年度に優先調達推進方針を定め、取り組みを進めておるところであります。本年度より物品に加え、サービス業務への取り組みを予定しておるところであります。今後とも事業所とも十分相談しながら、優先調達の拡充に努めていきたい、このように思っております。

3点目のグループホームについてであります。

私自身も保護者から将来への不安、このことについて随分お声をお聞きしております。保護者や関係団体と相談しながら、市の支援策を含め、今後検討していききたいと、このように思っています。

4点目のコミュニケーション支援ではありますが、社会参加を促進する上で必要不可欠でありますので、近隣市町との連携も含め、従事者の養成を図っていききたいと、このように思っております。

5点目の療育体制の強化ではありますが、御承知のとおり本年度より5歳児発達相談を新たに実施いたしております。発達障害の早期発見、早期支援への取り組みは福祉部局と教育部局が連携し、取り組んでおりますが、今後さらに個々に応じた支援の充実が必要と考えております。いずれにしましても、多くの事業に取り組む必要がありますので、できることから順次取り組んでいきたい、このように考えております。

次に、2点目の消滅可能性都市、このことではありますが、先般、先ほどお話がありましたとおり、日本創成会議が公表した消滅可能性都市について、首長としてどう受けとめとんかと、こういうことではありますが、あるいは今後のまちづくりをどう進めるかと、このことではありますが、その会議が公表した試算では、2040年の宍粟市の人口は約2万5,000人で、若い女性の人口、特に20代から30代が2010年に比べると55%減少すると、こういうふうになっております。

一方、国の政策を決定するためにデータを提供している国立社会保障・人口問題研究所の試算では、宍粟市の人口は約2万7,400人で、若い女性の人口減少は41.9%と試算をされております。50%以上になると消滅する可能性が高いとされる自治体から外れることとなります。これがどうのこうのじゃなしに、そういうことであります。

日本創成会議の試算は、前提条件の違いから少し極端な試算結果となっておる状況であります。このまま放っておいたら、このようなことになりかねないという警

鐘として受けとめたところではありますが、施策の必要性を求める、そのための警鐘だと、こういうふうな意味ではそういう評価もしておるところであります。

この公表の以前から、私も常々申し上げておるわけではありますが、兵庫県が平成25年1月に30年後の推計人口を出しております。そのときの人口としてもおよそ2万7,000人になるだろうという推計がもう既に出ておりました。先ほど申し上げた国立社会保障・人口問題研究所とほぼ同じようなデータ試算になっておるところであります。それを踏まえながら、私はさまざまな場面で申し上げておるところであります。少子化、高齢化、過疎化、それに伴う人口減少が宍粟市にとっての最重要課題であると、このように認識をしておるところであります。

これらのことから、平成26年度予算では、地域創造梓事業など地域が元気になる事業を積極的に計上したり、さらには交流人口や定住人口の増加に繋がる施策が最も重要だと、そういう観点でいろいろ積極的に推進をしておるところであります。

また、中長期的には、平成28年度を初年度とする第二次総合計画でも人口減少を最重要課題とした計画として策定したいと、このようにこれまでも申し上げたとおりであります。

いずれにしても、人口減少は地域コミュニティ、地域経済など、市民生活に大きな影響を及ぼすものであることから、今後の宍粟市の根幹となる課題と認識をしておるところであります。そのため、午前中も申し上げましたが、商工業あるいは農業、林業、教育、福祉、観光、あらゆる施策を総動員してこのことをにらんで、市政運営に当たらなければならないと、このように考えておるところであります。

以上であります。

議長（岸本義明君） 市民生活部長、船引英示君。

市民生活部長（船引英示君） 私のほうからは、家庭用の生ごみの減量化についての質問にお答えをしていきたいと思っております。

御指摘の生ごみにつきましては、可燃ごみの中でも大きなウエートを示しているということは承知をしておるところでございます。排出されるごみは、計画的に一般廃棄物として適切に処理をしておるところではありますが、この件につきましては、そのように御理解をいただきたいと思っております。

まず、生ごみの率ですけれども、にしはりまクリーンセンターで平成26年3月期の分析データによりますと、約25%まで低下をしておるということで、皆さんが生ごみのいろんな生ごみ処理器等々で減量化に参加をしてもらっているということで、より一層この生ごみの減量化に向けて、家庭におけるコンポスト化や生ごみの処理

器による自己処理の強力な推進を今後も続けていきたいと考えておるところでございます。

御提案の生ごみ分解の土処理器でありますけれども、木製容器を用いて黒土の中にあります好気性のバクテリアの分解力を利用して生ごみを処理するというところで、においもほとんどなく、土の量も増えないというような画期的な処理方法やというように聞いております。

この補助の部分なんですけれども、補助基準にありますように、宍粟市では5,000円以上、品質保証書を添付してもらおうと。それから納品書、領収書の提出を求めており、支払い額の2分の1で2万円を上限として補助をしているところであります。

今後におきましても、生ごみ分解処理の処理方法、それから効果、それから宍粟材での製品化も含めて、生ごみ対策の推進をしていく上で方策をいろいろと検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） それでは、再質問に入らせていただきます。

まず、障害者福祉に関係してでございますが、結論から申し上げます、今日は市長と、あるいは担当部長と1対1でやろうということではございません。後ほどいろんな具体的な数字を申し上げます。今日ここにお集まりの皆さんが是非自分のこととして考えていただきたいという思いなんです。私も社会的な責任のある一人だという思いでこの質問に立っておりますので、是非聞いていただきたい。そして、それぞれがどういうふうに社会貢献できるのか、共生社会をつくれるのかということを考えていただきたいということをまず冒頭をお願いしておきたいと思っております。

一つ目には、就労の問題です。市長からも改正障害者基本法あるいは総合支援法のことを述べられましたので、もう基本認識は一致しているという前提で申し上げますが、今の計画は非常に不十分だというふうに私は思ってますし、その計画に基づいてつくってあります各要綱、これらも全て古いというふうに最初に申し上げておきたいと思っております。是非これが新しい法律に乗って変わっていくことを願っております。

まず、就労ですね、一般就労、これは法定雇用率というのが決まっております、民間では約2%、障害者を雇用することが義務づけられております。50人以上であれば、1人は障害者を雇っていこうというのが法律の趣旨であります、これはこ

れ以上雇っていくという義務規定でありますから、その辺どのようになっているのか、市の現状を少し教えてください。これは商工労政担当部長でしょうか、教えてくださいたいと思います。

議長（岸本義明君） 産業部長、西山大作君。

産業部長（西山大作君） 御質問いただきました。今、私、手元に、申しわけございません、資料を持っておりませんので、また後ほど提出させていただきます。申しわけございません。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） じゃあ、現状把握ができてないようですから、またお願いしたいんですが、私、今日申し上げたいのは、この法定雇用率を絵にかいた餅に終わらせないために、私は、産業部長、宍粟市の経営者協会に出向いて、部長がこの話をしてくださいよ、障害者雇用を進めるということで。自分で動いてください。担当者に投げるじゃなくて。

これ、横浜市立大学の影山先生という方が本を出版されております。なぜ、「障害者を雇う中小企業は業績を上げ続けるのか」という本なんです。もともと障害者は生産ラインの中では生産力が低いというふうに排除をされてきた経過があるのかと思いますけども、実際の研究をされたこの大学の先生は、障害者と働く職場づくりが企業の業績アップになっていると、こういう研究成果を出されておりますし、その根底にあるのは企業の社会的責任、CSRという、その考え方がきちっと根づいているからということでございますから、是非この本を買ってでも一度部長、読んでいただいて、この法定雇用率の一般就労が進むように、是非動いていただきたいと思うが、いかがですか。

議長（岸本義明君） 産業部長、西山大作君。

産業部長（西山大作君） 私も十分認識をしておらない数字もございますので、おっしゃいましたように勉強させていただきたいというふうに思います。

また、商工の関係でそういうまた話も一緒にさせていただきたいというふうに思っております。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 続いて、民間企業2%ですが、行政、国とか地方は2.3%、あるいは教育委員会関係は2.2%ということが定められておまして、宍粟市も今年度新たに障害者雇用枠で採用がされているということで、私は評価をしておるわけではありますが、是非民間企業に先駆けて障害者計画の中に定めてあるように、率



先行動として市が進めていただきたいというふうに思うわけですが、現在、身体障害者のみという規定で募集をされております。これは私は差別に当たるというふうに思います。障害者で身体だけにすることは差別になると。知的も含めたことを法律は求めているわけですから、その辺について、これは高橋参事のほうから答弁をお願いいたします。

議長（岸本義明君） 参事兼企画総務部長、高橋幹雄君。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） 障がいのある方に対する雇用ということで、昨年度から市としては初めて障がいのある方を対象とした採用枠というのを別途設けまして取り組まさせていただいております。去年は採用をやらなかったんで、再募集をこの春かけまして、6月1日で正規採用1名と臨時職員の1名という採用をさせていただいております。

議員御指摘のありましたように、身体障害のある方だけということにつきましては、初めての取り組みということで、そういう形にさせていただいておりますけれども、今後はそういった障がいのある方全体ということで取り組めるように検討といたしますか、研究させていただきたいと思います。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 是非よろしく願い申し上げておきたいと思います。

もう1点、優先調達のほうに移らせていただきたいと思うんですが、これもちょっと市長の認識とか、あるいは担当部長の認識を伺っていききたいというふうに思うんですが、これも市が新たに調達推進方針というものを定めていただきまして、今それぞれ障害者就労施設から物品や役務の提供、そういうものを優先的に調達をさせていただいているわけですが、今年度の目標額が30万円なんですね。これは非常に少ない額です。

私、インターネットでいろいろ他市町の状況を調べてみましたら、数百万から何千万、政令指定都市でいいますと億です。行政が優先調達する金額がこの金額なんですね。市長ね、今、宍粟市で一般就労でなくって、一般就労に結びつかない福祉就労をされている方が、施設に通いながら働いている方ですね。そういう方が今約市内で100人ほどいらっしゃると思います。この人たちの具体的な賃金に係る話なんですが、厚生労働省が平成24年度に出しています資料でいいますと、就労継続の支援事業所、B型、これの月額平均賃金1万4,190円なんですね。これ年間ですと、1人当たり17万円ぐらいになります。100人いるとしましたら、就労者100人にこの月額賃金が行き渡るようにしようとするれば、1,700万円要るわけですね。

ですから、いかにこの30万円というのが少ないかということが、おわかりいただけるかなというふうに思います。これは市長に答弁求めたいんですが、工賃に非常に大きく影響しているというところから、今の目標額をさらに上回るような努力について、ちょっと見解をお願いしたいと思います。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） おっしゃった中身は十分理解しておりまして、現実も私、いろいろな立場でお話、先ほどおっしゃった1万4,000何がし、またそれももっと半分近くの方もたくさんいらっしゃるというふうに聞いております。したがって、いろいろなところで、特に商工会であるとか、経営者協会とか、いろいろなところへ私も出向いてその都度この話もさせていただいておりまして、何とかそういったことに協力できないかと、少しでも協力できるのであれば、何とかお願いしたいと、このことも合わせてやっております。

市は主として今30万円ということではありますが、今後このことも含めまして、さらに何をもってどうするのかということにおいて検討を加えていきたいと、このように思います。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） ここは福祉部長の出番だというふうに私は思いますが、やはり市がいくら調達を求めても、提供する側にそれだけのものがなければ進まないわけですね。ここのミスマッチが今のところこの目標額にとどまっているというふうに私は思っています。ですから、担当部はもっとこの授産金の新たな開拓、そういうことを是非、去年の一般質問でも申し上げたと思うんですが、なかなか進んでいませんね。ですから、そういう製品開発にもっともっと担当部として努力をしていただきたいというふうに思うわけです。

先ほど生ごみの土処理器の話をしました。こういうのも一つの施設側の製品として売り出していくということも考えていく必要があるんじゃないかと思うんですね。ですから、多くの部署で働いておられる皆さん方がいろいろなことを考えていただきたいというのが、そういう意味でもあるわけです。

ここを例えば高齢者の雇用安定ということになれば、シルバー人材センターでもつくって、高齢者の仕事を確保してきたわけでしょう。だから、なぜ障害者はそういうことをしないのか。そこがわからないんですが、ちょっと部長、その辺の関係を伺います。

議長（岸本義明君） 健康福祉部長、浅田雅昭君。

健康福祉部長（浅田雅昭君） それぞれの事業所におきましても、いろんな取り組みをしていただいております。この間、市役所のロビーでロビー販売なんかも新たに昨年度より実施をしていただいております。議員、おっしゃられましたように、製品をつくる量、そういうことも含めて今は2カ月に1回ということで、それぞれ事業所の方々がお話をされて、今、2カ月に1回なんですけども、やはりいろんな製品ができるということになってくると、それが毎月実施できると、そういうふうなことも可能かなというふうに思います。

新たに私どものほうでも、例えばいろんな市行政のほうからいろんな形で記念品をお出しするに、例えば1,000円程度、あるいは2,000円程度のものが必要ですけども、どういったこんな中身はどうでしょうという御提案もさせていただいております。ただ、それは各それぞれの事業所で今取り組んでいただいている作業の内容とか、設備等々の関係がございますので、まだ具体的な製品になっていない部分もございますけども、順次そういう取り組みもあわせて事業所と十分打ち合わせをしながら進めておりますので、その点もまたいろいろといい製品とかアイデアがありましたらお知らせいただきたいと。

それから、もう1点、それぞれ優先調達とは別なんですけども、各それぞれ職員個人個人の部分でいろんな事業所の製品も購入したりとかしております。例えば当然個人の名刺の発注もさることながら、それぞれのお菓子の購入であるとか、餅の購入であるとか、いろんなことも取り組みを進めておりますので、そういったことも含めて、事業所のそれぞれ作業工賃の向上には、それぞれ行政組織としても今後いろいろと取り組みも必要ですし、各それぞれ職員個人個人の取り組みも当然必要になってこようかと思っています。

また、話が長くなるかもわかりませんが、私ども障害者の福祉施策の中で、自立支援協議会を設置しております。この自立支援協議会もこの組織を見直しまして、ハローワークそれから宍粟の商工会のほうからも参画をいただいておりますので、そういった自立支援協議会を通じた中で、いろんな就労支援であるとか、いろんなパイプ、いわゆる直接また作業所の製品が民間を通じて出るとか、そんな取り組みも今後可能ではないかなという取り組みも行っていきたいというふうに思っておりますので、いろいろとまた御協力いただけたらなと思います。

以上です。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） ちょっと時間がありませんので、次に、移らせていただきました

いんですが、意思疎通支援、コミュニケーション支援の問題に移りたいと思います。

これも地域生活支援ということで、手話通訳者等の派遣事業が必須事業になっております。宍粟市は法律がいろいろ改正されていっているにもかかわらず、18年10月策定の要綱でとどまっているんですね。非常に不十分なんです、内容を見たら。時間がないのでちょっと何ですけどね。私も非常に予算のときに気がつかなくて反省してるんですけども、意思疎通支援の平成25年度の予算額3万円なんです。福祉計画に掲げてあるのは、年間10人なんです。こんな数字で恥ずかしいですね、これ。通訳者を1時間派遣したら、今、宍粟市、県下でも一番安いらしいんですが、1,200円かかるんですね。半日派遣したら4,800円でしょう。3万円って、何人の人がこれ通訳者を派遣できるんですか。だから、ちょっと認識がね、僕は甘過ぎるんじゃないかなというふうに思います。

また、直接当該者の人たちと話し合っていたきたいと思いますが、聴覚障害者の方が災害でどんな目に遭っているかというのは、東日本のところでもはっきり数字であらわれているんですけども、やはり情報伝達ができてなくて、非常に聴覚障害者の死亡率が高いということが数字であらわれております。わからないんですよ、どういう状況になっているかということが。だから、この手話通訳の派遣事業とか、あるいはもう一つは、手話通訳者を役所の担当窓口を設置する、そういうことも今多くの自治体でやっております。今、国全体では手話言語法の制定に向けた動きが盛んに行われておりますし、それから県内でも手話言語条例を制定する動きも出てまいりました。そういうことで、この意思疎通支援の問題について、もう一回しっかり認識をしていただきたいというふうに思うんですが、現在の状況について担当部長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（岸本義明君） 健康福祉部長、浅田雅昭君。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 手話通訳の関係につきましては、いわゆる今日もお越しいただいております。非常にお世話になっております。この場を借りてお礼を申し上げたいなというふうに思います。いわゆるコミュニケーションの中でいろんな重要な部分を担っていただいております。市としましても手話奉仕員の養成等々も行っております。それから、必要な方には手話の派遣については実施しておりますので、金額につきましてはいわゆる補正等々の対応も可能でございますので、今、市長、冒頭申しましたように、いわゆる社会参加も含めて日常生活、社会生活を行う上で、いわゆるコミュニケーションというのは非常に重要な部分を占めますので、今申しましたように、いわゆるそういう従事者の方々の確保といたしますか、それと

あと継続して実施できる体制、組織、そんなことが今後さらに必要だというふうに感じておりますので、その部分も含めて十分努力をしていきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 少し派遣事業の実施要綱について、もう少し踏み込んでお話しさせていただこうと思うんですが、昭和25年3月27日の厚生労働省通達、御存じですか。

議長（岸本義明君） 健康福祉部長、浅田雅昭君。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 昭和25年の通達という中身のことは、ちょっとまだどういう内容か、この場ではお答えできません。申しわけございません。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 是非これを部長自ら、あるいは担当者等で読み込んでいただきたいというふうに思うんですが、今のうちの要綱の不備な点、幾つか私なりに解釈したものを申し上げておきたいんですけども、一つは、派遣の内容ですね、これ宍粟市の場合、行政とか医療とか、社会参加に必要なものということで、割と限定してあるんですね。厚生労働省はコミュニケーションを保証する観点から派遣内容を広く扱えというふうに言っているんです。日常生活も含めて扱いなさいというふうに言っています。

それから、派遣申請、これ誰が申請できるかという、多分これ本人さんというふうに宍粟市は考えているんだろうと思うんですが、これ違うんです、国が言っているのは。障害者本人はもちろんです。家族、それからヘルパー、支援者、それから聴覚障害者等で構成する団体、それから不特定多数が参加する催しを開催する公共機関、受け手側ですね。そういう対象者がいらっしゃる、催しを主催している側が思えば派遣を申請することができるようになっているんです。それから病院なんかもそうなんです。お医者さんがその方が来られても通じない、だから手話通訳の奉仕員を派遣しようということ、お医者さんのほうが申請することもできるんです。だから、そういうふうに多くの方がその申請をできるというふうになってますから、これは抜本的に見直さないといけません。

それから、この要綱を運営していくのには、当事者を含めた運営委員会を設置しなさいということが書いてあるんです。うちの要綱にはありません。

それから、手話通訳者は、手とかたくさん動作する、手話として使われますから、

頸肩腕障害という健康障害を起こされるケースも非常に多いと。ですから、その奉仕員の方にお世話になってますだけじゃなくて、きちっとした健康診断をしなければならないということも書いているんです。そういうことも実施要綱に定めなさいということになっていきますので、是非私はできてないことを責めてるわけじゃなくて、本当に不十分なんだということを前提で、この新しい計画を立てるときには、本当に今の法律に書いてある趣旨を踏まえて、その精神を踏まえて計画をつくっていかうというスタンスを求めたいわけなんです。それについてはどうでしょうか。

議長（岸本義明君） 健康福祉部長、浅田雅昭君。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 健康診断等の部分で金額は別としまして、ある程度予算化もしておったかなというふうに思います。ただ、それは一つの例でございますので、今後内容も精査しながら、当然障害者福祉が大きく変わっております。いわゆる地域包括ケアという概念、地域の中でいかに暮らしていくのかということが大きな課題でございますので、それに向かって行政は必要な社会支援、当然人材も含めたいろんなことに取り組んでいかなければなりませんので、そういったことも念頭に個々の要綱等々も再度見直しをさせていただきたいなと思います。

以上です。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 是非見直しを早急に進めていただきたいというふうに思います。

それから、先ほども申しましたが、派遣だけではなくて、設置、このことについてもお伺いしたいんですが、やはり障がいをお持ちの方にはいろんな市から情報がどんどん流れていきますけども、それが理解できにくいと思います。さらには、日常的に困ったことがあっても、どこに相談に行ってもいいのかわからない。相談に行った先でも手話でできる方がいらっしゃるのかもわからないですから、非常に情報からすればバリアが相当あるわけですね。それをバリアフリーにしていくために、こういう手話通訳者の設置というものをいろんな自治体が行っております。そういうことの方針についていかがでしょうか。市長、お願いします。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 基本的にはノーマライゼーションというのが大きな理念でありますので、全てがそうはなかなかいかない部分も現実としてあるわけでありますが、その方向に向かってあらゆるところで努めていく必要があるだろうと、こう思っています。

ただ、先ほど来いろいろ御指摘等もありますので、担当部長が申し上げたとおり、要綱等も含めながら、今度の計画にも十分そういった点、反映できるように最大限努力していく必要があるだろうと、このように認識しております。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） それから、市長からも手話通訳者の養成、育成ということが急務であるということで、それらについても予算措置もしてありますけども、やはり今どのぐらいの人数の方がそういう情報バリアが高い中で、バリアフリーが進んでない中で、暮らしておられるのかということをおもわからないんです。ですから、相当な数が要るんじゃないかなというふうに思いますので、その計画に反映するときに、実態をしっかりとつかんでいただいて、どのぐらいの人数を養成していくのかというような具体的な数値目標なんかも掲げてやっていただきたいというふうに思いますが、もう一度その件についてお願いいたします。部長、お願いします。

議長（岸本義明君） 健康福祉部長、浅田雅昭君。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 今、第4期の障害福祉計画の策定を進めております。その中にはこれまでの取り組みの成果、課題、まだできていないこと、その辺もことも含めて十分検証をする中で、今、国が目指しております、日本の社会が目指しておりますその地域包括ケアに進む上での対策を、当然第4期だけではとてもじゃないが話になりませんので、第4期、第5期と、そういう長い計画にはなるうかと思っておりますけども、できることから一つずつ取り組んでいきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 是非日常でお困りのこととかが十分どっかの窓口で相談に乗れるようなところは早急にやっていただきたい。といいますのは、職員の中では、やっぱり意識のある方は独自で手話通訳とか養成講座に行っておられるんですね。そういうふうに対応している職員もいらっしゃるわけですから、ここに来てもらったら何でも相談に乗りますよというようなところを、その障害者の方にお知らせするというのも大事かというふうに思います。

しつこいですが、市長、最後に手話言語法の制定ですね、あるいは手話言語条例、これ篠山市が条例制定に向けて今やっております。よく宍粟市は類似団体ということで篠山市を比較にしますけども、宍粟市はこのような動きは考えておられますか。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） ちょうど機会がありまして、先般篠山市長ともそんな話もさせていただいて、そういう経過も聞きました。いろいろ聞きますと、ある方の少しの歴史観というんですか、取り組みの中で市民とのコンセンサスの中で今日の条例に至ったということであります。

宍粟市も随分前からいろんな形でこの福祉については市民挙げて取り組んでいただいておりますが、ただ、そういった方向へ向くかどうかは私も今後検討をしていきたいと。ある意味では必要な部分だとわかっておるわけではあります、現実と理想とのギャップが少しあるのかなあと考えてますので、少し検討をしていきたいと、このように思っています。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 時間がなくなってしまいましたので、後の問題はまた改めてというふうにさせていただきます。

消滅可能性の問題もやりたかったんですが、もうちょっと12秒ではどうにもなりませんので、最後に生ごみの、部長ね、対象機器に含めるということかどうか、はっきり申し上げてください。

議長（岸本義明君） 市民生活部長、船引英示君。

市民生活部長（船引英示君） 補助の対象に含めるということだと思います。やはり、今、宍粟材も含めて製品化を目指されておるということで、それも含めて製品化になれば、今、基準であります補助基準にのっとるように、それが合えば対象品目として加えていきたいと考えております。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 1秒しかないんですけど、すみません。是非その辺は制度化されたときには十分に市民にPRをお願いしたいということを申し上げまして、終わりたいと思います。

議長（岸本義明君） 以上で、6番、大畑利明議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2時30分まで休憩いたします。

午後 2時15分休憩

---

午後 2時30分再開

議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開いたします。



林 克治議員の一般質問を行います。

15番、林 克治議員。

○15番（林 克治君） 15番、林でございます。私のほうからは、大きく2点について質問をさせていただきたいと思っております。

まず、「はちはちバス」の運行についてということでございます。国道429の波賀と千種の間にあります難所でありました鳥ヶ岬について、トンネルが開通したということで、波賀千種間を結ぶ宍粟市コミュニティバス「はちはちバス」が運行されております。おかげをもちましてバスが通るということになりまして感謝をしております。

それで、この「はちはちバス」なんですけれども、平成23年の4月に試行運転が開始されてから3年が経過いたしました。それで、地域の公共交通機関として定着しており、徐々にではあるんですが、利用者も増えつつあると思っております。特に、波賀方面から千種高校へ通学するのが便利というようなことで、今年4月、波賀からの新入生のうち3名が利用されております。千種高校へは宍粟市内からでも多くの生徒が通学されております。そうなんです、山崎・一宮方面、そちらからは運賃、また運行時間、ダイヤというんですか、その関係で利用できないというような課題がございます。それで、「はちはちバス」の利用は一般の人でも利用されておるんですが、特に高校の通学に利用するという観点から、3点の問題について改善していただきたいということで、質問いたします。

まず、1点目ですけれども、過疎地域、いろいろバスが走っておるんですけれども、よそから比べて運賃が高いという問題があります。波賀の斉木口から、29号の、そこから千種まで片道500円かかるわけなんです。それで、高校生、毎日通学するんですけれども、往復1,000円かかります。一月にしたら2万何ぼ費用がかかるというようなことで、通学に利用するにはちょっと高いなという感じがしております。

それで、佐用町とか過疎地域のコミュニティバスについては、100円から300円以下ぐらいな料金だと思うんです。それで、この料金設定の問題なんですけれども、ウエスト神姫に委託されて運行されているんですけれども、宍粟市北部の路線バス、これはウエスト神姫が運行しています。そういうこともあって、波賀の皆木から斉木の間、これはちょっと競合しておるんです、路線バスと。そういうことで、路線バスと同じような料金体系でされとんかなと、そういうことで高い料金になっておるかなと思うんです。

これ波賀、千種、どちらも過疎地域なんで、その間を走っておるバスなんで、平

成22年に法律が改正されまして、そういうコミュニティバス、それについても過疎債を利用できるということになりました。それで、現在は過疎債は利用されてません。そやさかい、それを利用するなどすれば、もうちょっと安くなるんじゃないかと思います。

それと、平成25年度の実績、1便当たり1.2名の利用ということですよ。1便500円で約1名を運んでおるんですけども、これを100円にして5名運べば、結果的に収入は同じということになるだろうと思うんです。そやさかいに、安くして利用者を増やすか、高くして今のままでいくかという問題だろうと思うんで、いろいろ考え方はあると思うんですけども、研究していただいて、もうちょっと運賃を安くしてもらいたいということでございます。

それから、2点目ですけども、「はちはちバス」は、コミバスなんで、神姫の株主優待券、それが使えないということになっています。それで、今、山崎のほうから多くの生徒が千種のほうへ通っておられるんですけども、ほとんど優待券を利用されておると思うんです。その関係で山崎東中の生徒さんが千種の方へも多く通学されてますけれども、その人たちは一旦山崎の営業所まで出て、それから千種方面のバスで通学するということにされてますけれども、本来なら、波賀へ回って「はちはちバス」を利用されたら時間的にも早いんです。しかし、株主優待券が使えないというようなことで、遠回りをされています。

そういうことで、これはコミバスなんで、ウエスト神姫さんと協議されて使えるようにしてただければ、山崎のほうの北部のほうですけども、もっと便利になるだろうということがございます。

それから、3点目なんですけれども、波賀発の山崎行きの路線バスの最終バス、それに千種から「はちはちバス」に乗って、波賀へ行ってもそれに乗れないというダイヤの問題があります。

それで、波賀から最終のバスが出るのが5時半なんです。それで、千種から高校の前を出発するのが5時50分に出発します。それで波賀町へ着いたら30分前に最終便が出てしもうとるといようなことになるんです。

それで、今年度も一宮のほうから千種高校へ通学したいという子がおったそうなんですけれども、帰りの便がないというようなことで、ほかの高校へ行かれたといようなこともございます。

それで、ダイヤの問題は、路線バスは変更できんだろうと思うんですけども、コミバスは何とか市が運行しとんで、それに間に合うようにしていただけれ

ば、山崎のほうも、一宮のほうも利用できて希望どおりの進学ができるということになると思うんです。そういうことで、何とかその3点について、改善をしていただきたいということでございます。

今、市のほうで地域公共交通再編計画、これが見直しされておるんですけれども、これが決定されたら、解決する問題なんです。そやけども、これ運行されるのは2年後と聞いてます。そういうことで、高校生については進路を決めるには、1年とも言えんです。そやさかい大げさに言うたら一生の問題を1年、2年のところで棒に振るというようなことにもなりかねませんので、1、2年だけでもよろしいんで改善をしていただきたいということをお願いしたいと思います。

それから、上下水道料金の定額化ですけれども、去年の9月に集落内で純然たる空き家ではないんですけれども、常時人が住んでおられないという家があって、その家はいろいろな事情があって、よそに住んでおられて、親族の方が家の管理や農地、山林等の管理、また自治会等の活動・行事に参加するとか、親戚の冠婚葬祭等のために月1回とか、年に数回帰られて上下水道を利用されてます。その人たちはいつ家に戻るかわからんというようなことがあって、繋ぎっ放しにされています。それで、千種の料金なんですけれども、水道が基本料金2,700円、下水が2,000円です。7月に料金改定されるということで、もうちょっと安くなんですけれども、現状はそうなんです。毎月4,700円、水道でいえば基本料金に含まれてます10立米も使わんののに、ずっと払い続けておられます。そういうことがあるんで、何とかもっと安価な定額料金にさせていただけんかということで、一般質問させていただきました。

それで、市長のほうから、去年の話ですけども、現在、そういう上下水道料金、見直しの作業をしておるんで、その中で協議・検討をしていきますという話でございました。それで、4月になって検討されたんかなと思ったんですけども、何もございませんし、今度7月、料金改定の時期にそれを導入されるんかと思っておりますけれども、何も話がございません。それでどうなっとなやというようなことで、再度質問させていただきました。

以上、よろしく願いいたします。

議長（岸本義明君） 林 克治議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 林議員の御質問、2点のうち1点の水道料金等の改定につきまして、私のほうから御答弁を申し上げたいと、このように思います。

先ほどお話がありましたとおり、昨年の9月に議員より年に何回かしか帰省しない空き家家屋への上下水道料金について、定額料金制を導入できないかという御質問をいただきました。そのことにつきましては、先ほどありましたとおり、料金統一の改定や激変緩和の措置、また開閉栓事務の簡素化とあわせて検討をしたいと、このように申し上げておったところであります。

空き家につきましては、ふるさとを離れる方、また、離れることを余儀なくされた方が年々増えてきておる状況であります。この対策としまして、都会とふるさとを繋ぎとめ、またふるさとを出られた方が一度でも、あるいは一回でも多くふるさとへ帰ってこられる環境を整え、地域を活性化させるため、市の施策の一環として上下水道の定額料金制、このことについても有効な手段であると、このように考えておるところであります。

現在、不在家屋のいわゆる定額料金制につきましては、いよいよ最終調整を行っておりまして、7月から上下水道料金が改正をするわけでありましたが、その7月をめどに施行したいと、こう考えておりますので、議員の質問の意図に沿った形で調整をしておりますので、よろしく御理解をいただきたいと、このように思っております。

「はちはちバス」の関係につきましては、副市長からお答えをさせていただきます。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） それでは、「はちはちバス」の運行についてお答えを申し上げます。

現行の課題につきましては、先ほど御意見があったことへの繰り返しにはなるんですが、まず1点目の過疎地域運行の他地域のコミバスと比べて、料金のことにつきましてもこの路線が一部現行のバス路線と重なっておることが原因でございまして、バス路線の料金の基準、こういうようなものを参考にしたことが現在の状況になっているということが1点目でございます。

2点目といたしましては、神姫バスの株主優待券、これが使用できないということにつきましても、この路線全体が神姫バスの路線ではない、これも当然のことでございます。

そして、また3点目、波賀から山崎行きのバス路線と最終便が連結できない、このことは現行の山崎から原方面、このバスの時間の接続、これを主に考慮したものでございまして、確かに到着したときには出てしまっておるという課題がございま

す。

こういった3点の基準、当然、千種高校へ、特に山崎・一宮方面から通学をされる、このことについて課題がございまして、何とか改善をする必要があるということで、これも御意見があったとおり、現在、地域公共交通の全体の見直しの中で解決をしていくということで検討しているところでございます。

しかしながら、それまでの間についてもということでございます。確かに今、自動車運送法の規定でございまして、法令、また財源のこともございまして、非常に難しい面もあるわけですが、現在の実際乗っておられる利用者の実態、そういうようなものの再確認、そしてバス路線を現在運行いただいております神姫バス、またウエスト神姫さん、ここへの要望も含めまして、今後、協議・検討を行っていききたいと、このように思っておりますので、しばらく時間をいただきたいと思います。

議長（岸本義明君） 15番、林 克治議員。

15番（林 克治君） 「はちはちバス」の関係ですけれども、検討するということで、ちょっと時間をいただきたいと思いますということなんですけれども、その時間はどれぐらい必要なんですか。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） おっしゃっているように、学生にとっては1カ月、1年、大変重要でございまして、半年をめどにできるかできんかも含めて結論を出したいというふうに思います。

議長（岸本義明君） 15番、林 克治議員。

15番（林 克治君） はい、わかりました。今までの市長とかの答弁は検討しますとかいうような漠然とした答弁だったんですけれども、今日は明確に答弁いただきましたので、これで質問を終わります。

議長（岸本義明君） 以上で、15番、林 克治議員の一般質問を終わります。

続いて、山下由美議員の一般質問を行います。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 14番の山下です。一般質問を行います。

まず最初に、外出支援サービス事業見直し後の問題点について、市長に問うという問題でお伺いをいたします。

平成26年度より、外出支援サービス事業が見直しをされました。対象者が増え、一部利用時間が延長されたということは評価できます。しかしながら、利用料金が

値上げされたこと、また、利用回数が減ったこと、利用回数に条件が設けられて、交付制限が行われるようになったことには問題があり、実際に困っておられる方があります。

そこで、質問をいたします。

今回の外出支援サービス事業見直しは、財政負担が大きく、外出支援サービス事業の継続自体が困難な状況だからという説明であります。当局からの提出資料によりますと、平成25年12月末時点での利用実績で、要支援認定の人と、みなし認定の人の利用回数を合わせますと約半数を占めております。これらの人は市内を細やかに安い料金で走る、市民の希望に沿った公共交通を充実させれば、公共交通に移行できる人たちではないですか。公共交通が充実すれば、約半数の人が公共交通に移行できますので、私は公共交通を充実させるまでは、見直し前の内容で制度を続けるべきではなかったのかと思います。一つお尋ねいたします。

また、今回の見直しでは、公共交通に移行できる人たちと、外出支援サービスを利用しなければ移動が困難な人たちが同じようにサービスを減らされております。障害者手帳を持っておられる人、要介護認定を受けておられる人のサービスは減らすべきではないと思います。むしろ充実させるべきではないですか。

障害者手帳を持っておられる人や要介護認定を受けておられる人が、健康で豊かに生きていけるという権利を守るために、現行の外出支援サービス事業においては、一人一人の困難さを理解して柔軟な対応をできるように要綱を変更するべきだと私は思います。どうでしょうか。

続きまして、5歳児健診後の発達支援体制について、市長と教育長にお尋ねいたします。

今年度より、宍粟市におきましても5歳児健診が実施されます。発達障害のある子どもは早期発見と適切な支援により、生きづらさを軽減でき、社会で生活ができるようになります。しかしながら、早期発見をしても、適切な支援がなされなければ、保護者も子どもも不安になるばかりです。

現在のところ、宍粟市においては福祉部門が責任を持つのか、あるいは教育部門が責任を持つのかなど、責任を持つ部門がはっきりしていないようで、保護者や子どもたちが安心できる適切な支援が本当に受けられるのだろうかとは不安を感じております。

先ほど市長の御回答の中で、福祉部局と教育部局が連携して取り組んでいくという御説明がありましたが、私は宍粟市においても発達障害のある子どもたち

の支援についての医療、保険、保育、教育、福祉の統括、調整を行う組織が必要であると思っております。発達支援室を設けて、積極的に生涯にわたる支援に取り組んでいる自治体もあります。宍粟市ではどのようにされるのか。宍粟市におきましても、発達支援室のような専門部門をつくり、専門家を配置し、生涯にわたる支援体制を整備し、しっかりと取り組んでいかなければならないと思っておりますが、市長と教育長のお考えを伺います。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（岸本義明君） 山下由美議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 山下議員の御質問にお答えしたいと思います。

最初に、外出支援サービスの関係であります。これまでも申し上げておったとおり、年々経費が増大しておる現状、あるいは持続可能な制度が必要であると。そういうために根本的な見直しを行う必要があると、こういうことについては議員も御理解をいただいております。このように思っております。

このたびの対象者あるいは行き先等々、制度見直しの将来目標案もお示しをしておるとおりであります。その中で公共交通が運行するまでの段階的な見直しとして実施をさせていただいたところでもあります。公共交通においても平成28年を目標として、今順次それぞれ検討を加えておるところであります。

その中でも、特に今後柔軟な対応ということではありますが、私は一定の基準というものは定めるべきであると、このように考えておりました。個々の実情に応じた対応をするということは非常に困難な部分があるだろうと、こう認識をしております。しかしながら、それぞれいろいろなニーズがありますので、そのニーズについては十分把握をしながら、必要な人に必要なサービスをの視点で、今後の制度のあり方を検討してまいりたいと、このように思っております。そのことが持続可能な制度になるのではないかなと私は考えております。

次に、発達支援の体制等々についての御質問であります。5歳児の発達相談につきましても、議員からもいろいろ御提案をこれまでいただいております。本年度からいよいよ実施したところでもあります。発達障害の早期発見、早期支援への取り組みにつきましても、現在、お答えしたとおり福祉部局と教育部局が相互に連携しながら、体系づけた取り組みを行っております。それぞれが情報の共有を行い、それぞれの部局がそれぞれ果たす役割がありますので、児童や保護者へのそれぞれの支援を行っております。

現状では、この体制で進めていきたいなあと、このように考えておりますが、必ず100%ではないと、こう思っております、今後いろいろな課題が出た段階で、再度そのことも見直していく必要はあると、こう思っておりますが、現在のところこの体制の中で相互の連携の中で、この問題の対応をしていきたいと、このように考えております。

なおまた、具体的な取り組みも進んでおりますので、教育委員会のほうで取り組みについては積極的にやっていただいておりますので、そのことについては教育長よりお答えをさせていただきたいと、このように思います。

議長（岸本義明君） 教育長、西岡章寿君。

教育長（西岡章寿君） 私のほうからは、教育委員会としての取り組みについて回答させていただきます。

発達障害のことにつきましては、昨年9月の議会で山下議員からの御意見もいただき、私も関心を持っているということで、お話ししたところでありますが、今年度より特別な支援を必要とする子どもへのきめ細やかな対応をするために、特別支援教育に関する専門知識を要する教員を指導主事として配置しまして、学校園所やさらに保護者からの相談に丁寧に対応したり、それから、児童生徒支援スーパーバイザーという名前をつけまして、子ども支援のあり方について、指導及び助言をこの4月から積極的に行っているところであります。

ただし、特別な支援を必要とする子どもたちへの対応につきましては、さまざまな子どもがおりますので、教育関係者による支援だけでは十分でないため、このスーパーバイザーが中心となりまして、健康福祉部の保健師、またこども未来課、そういう巡回チームを編成しまして、市内の小学校、中学校、幼稚園、それから保育所、さらには認可保育所に対しましても積極的に巡回訪問指導を行っております。

さらに、子どもの状態像の理解や支援の検討が非常に難しい事例もありますので、そういう場合につきましては、特別支援教育に高い専門性を有する県立西はりま特別支援学校の専門の教員や、それから学識者を招聘しまして、学校園所を訪問しまして、実際の観察に基づいた事例相談を実施しております。

今後も教育委員会と健康福祉部が連携を密にしながら、学校園所や保護者からのニーズに応えながら、子どもたちを支援するとともに、子ども一人一人の状況に応じた適切な就学指導や進路指導に繋げていけたらいいなど、このように考えております。

以上でございます。



議長（岸本義明君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず最初に、外出支援サービス事業見直し後の問題点について、再質問をさせていただきます。

この外出支援の問題については、私の考えとしては、外出支援サービスの利用回数の約半数を占めておられる要支援、またみなし認定、これらの方がいらっしゃるんですけども、私はこの外出支援サービスを見直ししてしまう前に、この要支援の方とか、みなし認定の方たちの代表に、今あります公共交通の協議会に入ってもらって、そして意見も述べていってもらう、このような作業を最初にしていってもらいたかったなと思うんです。それで、そのような作業をしながら、公共交通を充実させるまでは、外出支援サービスの変更はするべきでなかった、このようにずっと思っております。

しかし、既に変更してしまっておりますので、私は一つ提案をしたいと思うのですが、この公共交通の協議会に要支援認定の人とみなし認定の人、この方たちの代表に入ってもらって意見を述べてもらう。このようなことはできないかどうか、市長にお尋ねいたします。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 今後のこともありますので、そのことについては検討していきたいと、このように思います。

議長（岸本義明君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 前向きにお願いします。

続きまして、公共交通の問題なんですけれども、この公共交通についての将来的な目標像というのを高年障害福祉課が出しておられます。その中では、公共交通の利用が困難で外出が困難な障害者、高齢者が外出支援サービスを利用するということになってます。そして、余暇活動とか社会活動への参加のための外出についても今後支援をしていくというふうな前向きな姿勢を持っておられます。

しかしながら、この案につきましても、利用対象者や利用回数は現在と同じままになっております。これらは、高年障害福祉課で考えられた案でありますけれども、私はやはりこれからの新しい外出支援サービスを考える、そのときには、身体障害者手帳の所持者の方や療育手帳の所持者の方やその関係者、また精神障害者保健福祉手帳の所持者の方やその関係者の方に、その会合に入ってもらわないと、本当の役に立つ外出支援サービスはできないというふうに考えております。当事者の方た

ちは自分の生活や人生の専門家です。本人が発言しなかったら、よいものはつくれません。市長はそのことについてどのように考えておられますか。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） いろいろ目標なり考え方を含めて前にも御説明申し上げて、こんな方向で平成28年度を迎えていきたいということで案をしております。今の御意見は、さらにもっと現実に使われる方の意見をということで、協議会か委員会をつくって、そのところでもう少し詳細を検討してはと、こういう御意見だと、このように思っておりますが、その意見も踏まえて、そういった協議会が必要なのかどうか踏まえながら、少し検討をしていきたいと、このように思っております、必ずしも協議会をつくるということではなしに、必要かどうかも含めて少し検討をしていきたいと、このように思います。

議長（岸本義明君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 先ほど市長があまり前向きでないお答えだったように私は感じたんですけども、でも、そもそもこの外出支援サービス、山崎町でできました。そのときには障がいのある当事者の方がどんどん意見を述べてつくられました。そしてそのときに、現在の福元市長がその障がいのある人たちの意見もかなり受けとめながら、本当によりよいものができたと思います。

しかしながら、残念ながら、それらの本当によりよいものが要綱の変更のみで内容を変えられるということで、当局のみで2回にわたってサービスの減退、これが行われております。私は本当に福元市長にもう一度お願いしたいんですけども、つくり上げた当事者のように、障がいのある方の意見を入れながら、本当に障がいのある方の生活実態に基づいたものになるように努力してもらいたいと思うのです。どうでしょうか。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 1点目のお答えを申し上げた公共交通を含めた中でのいわゆる要支援やみなし認定、これらのことについてのことは当然公共交通の協議会がありまして、その中で実際に使われる方も含めて一緒に考えていくと、こう御答弁申し上げて、そのことについては検討していきたいと、こう申し上げました。

2点目の外出支援のこの要綱の問題について、一定お示ししていることについて、さらにまたより具体的にするために、実際の当事者も入ってと、こういう御質問であります、その協議会が私は必要かどうか、あるいはそういう専門的な委員会が必要なかどうかを含めて検討していきたいと、このように申し上げたところでござ

います。

ただ、この外出支援サービスの導入時のことは私も十分承知しておりますし、あらゆる方々に加わっていただいて、一番いいのは、その当時ですよ、一番いいのは何かということを出発した経緯も私は十分存じております。ただ、現状では、今、福祉部門がいろいろな状況をつぶさに見たり、あるいはその当事者ともいろいろ議論を重ねた結果、今日のとらえに定めておると、このように私も認識しておりますので、その点も踏まえて検討していきたいと、このように思います。

議長（岸本義明君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 今回の見直しで、利用回数が年間192回から半分の96回に減らされております。平成24年度の人工透析をしておられる方以外で、障がいを持っておられる方の利用回数、これは当局のほうから資料をもらいましたので、これを見ますと、年間96回以内の方が障がいを持っておられる方で157人、また96回を超えて利用された方が25人おられました。その25人の方は現在の利用券の配布枚数では足りないということでありまして。私は、今も何も言えず困っておられる方があると思います。そのうちの数人の方から私のほうに相談がありました。担当部にその方も問い合わせされましたし、私も問い合わせしてみました。制度の決まりだから、それ以上は出せない。これ以外の回答はありませんでした。

お一人の方は、障害者総合支援法の同行援護を利用して、通院ができるように今申請をしておられるところでありますけれども、現在も費用負担が増えるのではないかと、今後どうなるかなどの不安を抱えて日々過ごしておられます。この方の場合には、その同行援護というサービスがありましたけれども、宍粟市におきましては、障害者総合支援法で使えますサービスが十分に整えられてはおりません。外出支援サービスに頼らなければならない、こんな状態があると私は考えております。制度の決まりだから券は出せないというようなことでは、私は障がいのある方の生活の中での生きることの困難というものが全く理解されておらず、宍粟市の福祉課とは一体何なのだろうというふうに問いかけずにはおられなくなります。宍粟市には本当にすぐれた保健師さんや専門家の方たちが働いておられます。その人たちの専門性も発揮できない状態ではないかと私は思います。

障がいのある人においては、本当に一人一人違います。そして、一人一人生きることの困難を抱えておられます。その一人一人の生きることの困難を理解して、柔軟に利用回数を増やすなどできるように、何度も言いますが、要綱を変えればよいということなので、要綱を変更すべきであります。再度お尋ねいたします。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） 外出支援サービスの見直しに当たりましては、ただいまありましたように、半分、96回になっておるのは全体は事実でございます。その中身は約9%の方は96回以上の方もありましたが、ほとんどの方がそれ以内ということで、原則的にはそういう取り扱いをするのが望ましいということしております。

ただ、拡充するべきもの、例えば金融機関とか文化会館とか文化活動にも広げていこうとかいう部分と相まって、実際に本当に利用していただく方について、そういうふうなサービスを与えようということの原則でございます。

ただいまありましたように、現行の96回でくくりでできない方、いわゆる特別な事情によって必要がある方については、健康福祉部のほうに相談をいただきまして、それについてはあくまでも整理をして協議をしてまいりたいと、このように思っていますので、具体的にまた御相談をいただきたいと、このように思います。

議長（岸本義明君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） では、制度で決まっているのでできないではなく、柔軟な対応をしてくださいますようお願いいたします。

続いて、5歳児健診後の発達支援体制について、お尋ねいたします。

私は、5歳児健診を実際に実施するという事に当たって、これだけはお願しておきたいということをお尋ねしたいと思うんですけども、やはりすぐに発達支援室を設けるとするのは、今の宍粟市の状況ではなかなか難しいと思います。それで、発達支援についての総合的な相談窓口、ここに行けば安心ができる、そのような窓口を設置してもらいたいと思います。そして、そこに発達障害を理解している人、例えば発達障害の方を持たれているお母さんの専門家の方とか、恐らくその子どもさんを育ててあげているというような方がやっぱりこの宍粟市内にもおられると思うんです。そんな方を採用するとか、あるいは今おられる保健師さん、大変忙しいんでやはり私が先ほど言うたそういう方を採用するとか、考えてみてもらえたら、やはり一番安心できるのではないかと。そして、その総合的な相談窓口にもその人にいてもらって、そしていろいろと相談を受けてもらう、そしてこれからどうしていけばいいかをともに考えていける、このような体制が是非必要やと思うんですけれども、どうでしょうか。

議長（岸本義明君） 健康福祉部長、浅田雅昭君。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 発達相談も含めて今、福祉部健康増進課に保健師がおりますので、そこが総合的な窓口相談をさせていただいております。ですから、

保健師の中でも特に障害児にかかわりができる保健師も配置をする中で対応しておりますので、今後何かあれば、これまでのように保健師を通じて相談していただければ、それぞれ対応させていただきたいと思います。

以上です。

議長（岸本義明君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） どこに行ったらすぐにその相談を受けてもらえるかということなんですけどね、例えば支援体制をわかりやすく図式化したものをそういうことが必要な人に配布するとか、やはりそういうふうにしないと、どこに行ったらいいかわからないというようなことでは困るので、そこのところはきっちりしてもらえますか。

議長（岸本義明君） 健康福祉部長、浅田雅昭君。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 常々健康相談、それから発達相談も含めて保健師がかかわっておりますので、その旨は十分お知らせをしておるつもりでありますけども、さらにそういうことも含めて十分行き渡るように周知もしていきたいなというふうに思います。

議長（岸本義明君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） それと、一つ、先ほどの御回答によりますと、保健、保育、教育、福祉、これらは支援体制が整っていると思うんですけども、あと一つ抜けているのが医療、これが私はちょっとお話の中に出てこなかったなと思うんです。発達障害のある子には、やっぱり専門の医者というのは絶対的に必要です。その方が診断もされるんですし。そこで私は思うんですけども、今、非常に発達障害というのが社会的にも認知度が高くなっております。そして、これが社会的にすごく認知され始めてから、精神疾患に対する考え方、これが変わってきております。そして、ほとんどの精神科の医師の方がこの発達障害についてお勉強されていると思います。

そこで、総合病院におきましても、精神科に5人のお医者さんに来てもらっておりますが、私は身近な発達相談が、診断まではいかなくても、相談が身近でできたらどんなにいいだろうと思うのですが、総合病院において、この5人のお医者さんに何らかの発達相談を受け持ってもらおうというようなことは無理なのでしょうか。

議長（岸本義明君） 健康福祉部長、浅田雅昭君。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 5歳児の発達相談の実施について御提案をいただいたときに、私、お答えさせていただいたのは、こういう発達相談を実施するに当た

っては、何が一番重要かということで、医師の確保ということを申し上げました。今回、実施できるようになったのは、やはり医師の確保ができたからです。ただ、これにつきましては非常に保健師は苦勞してくれました。ですから、今後こういうこの5歳児発達相談も含めて、今取り組んでいるいろんな専門相談の中で継続的にずっとできるかどうかというのは非常に不安定な状況ではありますが、保健師をはじめそれぞれ職員が頑張っって医師の確保に努めてくれておりますので、その点では御理解いただきたいなというふうに思います。

それから、総合病院のほうでも精神科のほうにも非常勤ですけれども先生に来ていただいておりますので、そういった先生のほうにもお繋ぎをしたりということで、保護者の方、それからお子さんの状況によって、それぞれ言葉の相談であるとか、医療に繋ぐとか、そういうことも実際行っておりますので、その点また御了解いただけたらなと思います。

以上です。

議長（岸本義明君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 非常にお医者さんということでは努力してもらって実行に移ったということは私もよくわかっております。また、総合病院のほうでも、身近で相談できるというのはすごく安心できますので、そういう方向で考えていってもらえたらと思います。

今回、この5歳児健診を行うということで、一番大事にしていかなければならないというところなんですけれども、まず、保護者に対してということです。私はやはり保護者の支援、これが大切だと思います。やはり5歳になるまで本当に障がいを持たれているということがわからないお子さんたちです。保護者の方も障がいを認めるといことがなかなか難しい状態の中での5歳児健診ということになります。

そのところで本当に頑張ってもらいたいと私は思うんですけれども、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が保護者支援、これについて指摘しておられます。この中に本当に、ああそうだなと思うことが書いてあるんで、ちょっと読ませてもらいたいんですけど、まず、全ての保護者に対して、出産前から発達障がいに関する必要な情報が提供されている。それと、保護者が必要なときに、いつでも子育てに関する相談ができ、支援を得られる体制が整っている。それから、早期からの支援・医療・行政サービス等を受ける際に、保護者の経済的な負担を少なくする。また、当初保護者の理解が得られない。これよくあると思うんですけども、得られない場合でも保護者への継続的な支援を行うシステムがあるということで、子どもも

安心して支援を受けることができるというふうに書いてあります。私は、これは非常に大事な視点だと思います。市長はどのように思われるか、お尋ねいたします。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 視点としてはもっともだと、このように思います。

議長（岸本義明君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） それでは、その視点を大切にして5歳児健診を実行してもらいたいと思います。そして、発達障害を持っておられる子どもさんが自己肯定感を低くすることなく、社会に出れるように、また保護者が自信を持ってその子どもに対して子育てしていけるようにしっかりと取り組んでいただきたい、そのように思います。

これで質問を終わります。

議長（岸本義明君） 以上で、14番、山下由美議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、6月16日午前9時30分から開会いたします。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 3時22分 散会）